

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成25年2月28日
【会社名】	株式会社ジーンテクノサイエンス
【英訳名】	Gene Techno Science Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河南 雅成
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北二条西九丁目1番地
【電話番号】	011-876-9571（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 上野 昌邦
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北二条西九丁目1番地
【電話番号】	011-876-9571（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 上野 昌邦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 1,200,000,000円 第2回新株予約権 15,040,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額を合算した金額 1,615,006,720円
	（注）行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額 の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 の合計額を合算した金額は増加又は減少いたします。 また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われな い場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合 には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行 使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）】

銘柄	株式会社ジーンテクノサイエンス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額	金1,200,000,000円
各社債の金額	金25,000,000円の1種
発行価額の総額	金1,200,000,000円
発行価格	額面100円につき金100円
利率	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払いの方法	該当事項なし。
償還期限	平成30年4月27日
償還の方法	<p>1. 償還金額 本社債は、平成30年4月27日（以下、「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還期限までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。</p> <p>平成25年5月1日から平成26年4月30日までの期間：101.5% 平成26年5月1日から平成27年4月30日までの期間：103.0% 平成27年5月1日から平成28年4月30日までの期間：104.5% 平成28年5月1日から平成29年4月30日までの期間：106.0% 平成29年5月1日から平成30年4月26日までの期間：107.5%</p> <p>(2) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合（以下、「組織再編行為」という。）、その選択により、当該組織再編行為が効力発生日（当該組織再編行為の日又は当該組織再編行為により企図されている組織再編の効力発生日のいずれか遅い方の日をいう。以下、同じ。）の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日（当該組織再編行為が効力発生日より前の日とする。）に、本欄2(1)に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成27年5月1日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>(4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 償還元金の支払場所 株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。 ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合
申込証拠金	該当事項なし。
申込期日	平成25年5月1日（水）
申込取扱場所	株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部

払込期日	平成25年5月1日(水)
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本新株予約権付社債には担保付社債等その他一切の財務上の特約は付されていない。

- (注) 1. 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)において、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。本新株予約権付社債については、平成25年2月28日開催の取締役会において、平成25年4月26日に開催予定の臨時株主総会における本新株予約権付社債の発行に関する議案の承認が得られることを条件として、発行の決議が行われている。
2. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
3. 期限の利益喪失に関する特約
当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者(本新株予約権付社債を保有する者をいう。以下、同じ。)に対し直ちにその旨を公告する。
- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は「償還の方法」欄の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
 - (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合はこの限りではない。
 - (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害しないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。
 - (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売(公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。
4. 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。
5. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

6. 取得格付

格付は取得していない。

7. 本新株予約権の行使指示

(1) 当社は、平成26年3月15日以降、本新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間いつでも、割当予定先の無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズに対して、本新株予約権付社債17個(元本総額425百万円、新株予約権の目的となる株式225,105株分、下記(2)により行使される新株予約権の個数を除く。)を上限として、本新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、㈱ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければならない。

(2) 当社は、平成26年5月1日以降、本新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間いつでも、㈱ウィズ・パートナーズに対して、以下の条件で本新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、㈱ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日(以下、「行使指示日」という。)から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければならない。ただし、下記乃至により当社が行使を指示することのできる新株予約権の個数は、いかなる場合も、合計して12個(元本総額300百万円分)を超えないものとする。

行使指示日を含めた10連続取引日(終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日、以下、同じ。)の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格(以下、「本基準VWAP」という。)が本新株予約権の転換価額の150%を超過した場合、(i)累積で本新株予約権付社債の3個(元本総額75百万円)を上限とし、かつ()当該期間の1日平均出来高の20%までの株数(端数は切捨て、以下、同じ。)に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

本基準VWAPが本新株予約権の転換価額の175%を超過した場合、(i)上記に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の6個(元本総額150百万円)を上限とし、かつ()当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

本基準VWAPが本新株予約権の転換価額の200%を超過した場合、(i)上記及びに従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の9個(元本総額225百万円)を上限とし、かつ()当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

本基準VWAPが本新株予約権の転換価額の225%を超過した場合、(i)上記乃至に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の12個(元本総額300百万円)を上限として、かつ()当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

(3) 上記(1)及び(2)の定めにかかわらず、当社は、(i)割当予定先が別途本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、()前項に従い当社の指示により割当予定先が本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、()当社が第2回新株予約権の発行要項の規定に基づき第2回新株予約権の全部の取得を決定した日以降、及び()㈱ウィズ・パートナーズ又は割当予定先が当社の公開していない重要事実(金融商品取引法第166条第1項に定める重要事実をいう、以下、同じ。)又は重要情報取得通知(㈱ウィズ・パートナーズが重要事実又はその恐れのある情報を取得した場合に、㈱ウィズ・パートナーズがかかる情報及びその受領日につき当社に対し通知する書面をいう。)に記載された情報を保有している期間(かかる情報が重要事実該当しない旨を当社が㈱ウィズ・パートナーズに対し書面をもって説明した場合又はかかる情報を当社が公表した場合を除く。)は、㈱ウィズ・パートナーズに対する本新株予約権の行使指示を行うことができない。

8. 繰上償還に関するその他の合意事項

当社が第2回新株予約権の発行要項の規定に基づいて第2回新株予約権を取得する場合若しくは以下のいずれかの事象が発生した日以降いつでも、㈱ウィズ・パートナーズは当社に対して書面をもって通知することにより、割当予定先が保有する残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を、別記「償還の方法」欄2(1)の規定に基づき繰上償還するよう請求することができる。

(1) 当社普通株式の普通株式の上場廃止又はその決定

(2) 当社と㈱ウィズ・パートナーズとの間で本新株予約権付社債及び第2回新株予約権に関して締結される投資契約書の当社による重大な違反があった場合、又は、当該契約の当社による軽微な違反について、㈱ウィズ・パートナーズから是正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が改善されない場合

(3) ㈱ウィズ・パートナーズの事前承諾のない公開買付に関する当社の賛同意見表明

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的となる株式の総数は、本社債の元本総額を転換価額（転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額）で除して得られる最大整数とする。 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額）で除して得られる最大整数とする。 ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額は、1株につき1,888円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外(注)4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本欄3(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,200,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成25年5月1日から平成30年4月26日までとする。</p> <p>ただし、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成30年4月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計48個の本新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所(以下、「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。

3. 本新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に係ることを考慮し、また、発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である(株)ブルータス・コンサルティングの評価報告書の新株予約権に関する評価結果(「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照)及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	80個(新株予約権1個につき10,593株)
発行価額の総額	15,040,000円
発行価格	新株予約権1個につき188,000円(新株予約権の目的となる株式1株当たり17.75円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期日	平成25年5月1日(水)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部
払込期日	平成25年5月1日(水)
割当日	平成25年5月1日(水)
払込取扱場所	(株)みずほ銀行 日本橋支店

- (注) 1. 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権)を以下「本新株予約権」という。本新株予約権については、平成25年2月28日開催の取締役会において、平成25年4月26日に開催予定の臨時株主総会における本新株予約権の発行に関する議案の承認が得られることを条件として、発行の決議が行われている。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日に上記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとする。
3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。
ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、847,440株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、10,593株とする。)</p> <p>ただし、本欄2乃至4により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3の規定に従って、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3. 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、1,888円とする。ただし、行使価額は本欄3(1)の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本欄3(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本欄3(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2) 乃至 の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外(注)3の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く、気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄3(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。)と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金1,599,966,720円</p> <p>ただし、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成25年5月1日から平成30年4月27日までとする。</p> <p>ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知で指定する取得日の5営業日前までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>㈱みずほ銀行 日本橋支店</p>

新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告した上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。</p> <p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書(以下、「行使請求書」という。)に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所(以下、「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。

本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所(以下、「払込取扱場所」という。)の指定する口座に振り込むものとする。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,815,006,720	35,000,000	2,780,006,720

- (注) 1. 払込金額の総額は、第1回新株予約権付社債の払込金額の総額1,200,000,000円に第2回新株予約権の発行価額の総額15,040,000円及び行使に際して払い込むべき金額1,599,966,720円の合計額1,615,006,720円を合算した金額であります。なお、新株予約権の行使による払込みにつきましては、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により変更される場合があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額35,000,000円には、弁護士報酬費用、新株予約権等算定評価報酬費用、第三者調査機関報酬費用、有価証券届出書作成費用、変更登記費用等が含まれます。

(2)【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
GBS-010（PEG-G-CSF）に係る製法・品質の検討（スケールアップを含む。）	1,250	平成25年5月～平成28年6月
GBS-010（PEG-G-CSF）に係る非臨床試験	100	平成25年10月～平成26年12月
GBS-010（PEG-G-CSF）に係る臨床試験（米国）	650	平成26年4月～平成28年3月
GBS-002～009のうち4品目に係る製法・品質の検討及び非臨床試験（日本）	800	平成25年5月～平成27年12月

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の研究開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が研究開発方針を変更した場合あるいは研究開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、研究開発が順調に進捗した場合を前提としており、今後の研究開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。
3. 新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。このため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、新株予約権の行使が進まず、新株予約権による資金調達が困難になった場合は、提携企業との共同開発契約の締結による開発費用の分担 バイオ新薬事業における契約金収入の充当 開発品目の絞込み 手持資金の活用 開発スケジュールの見直し等を行い、その他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

<資金使途の合理性に関する考え方>

当社は、大学発ベンチャーであることの公共性に準じ、より良い医療環境の実現に貢献すべく研究開発を進めております。一方、当社は昨年11月に東京証券取引所マザーズに株式を上場したことから、株主の利益を第一に経営に当たる責務があると考えております。株主利益を高めるためには、研究開発を着実かつスピーディーに進めるとともに、将来収益を高めなければなりません。そのためには十分な研究開発資金が必要です。他方で、十分な研究開発資金を調達するためには、株式市場への影響にも十分に意を払う必要があると当社は考えております。

昨年11月の上場時、株式市場とりわけバイオ関連銘柄に対する需要は低迷しており、株式市場の需要に合わせて最低限の公募増資を行い、提携先との共同開発等を通じた費用分担を前提として、事業戦略を組み立てておりました。しかしながら、このような事業戦略には、提携先が順調に見つからず開発が遅延したり、提携先に資金負担を求める代償として将来収益における当社の取り分が犠牲になることなどのデメリットがあることも認識しておりました。このため、当社は株式市場の状況が改善した際には、速やかに追加の資金調達を行い、これらのデメリットをできる限り解消したいと考えておりました。折しも、上場後のバイオ関連銘柄への需要が大幅に改善してきたことから、開発の加速と将来収益の向上を通じて企業価値を最大化すべく、資金調達の検討を開始いたしました。

今回の調達資金は、上記「調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、主要開発品のスピーディーな開発を促進するとともに、将来収益の向上をもたらす、株主価値の最大化に資するものと当社は確信しており、覚悟をもってその実現のために全力を尽くす所存であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合

名称	ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
出資額	5,320,000,000円
組成目的	高齢化の進展、医療費の増大、癌をはじめとする難治性疾患の克服、といった日本を含めた先進国の社会、生活環境を脅かす問題を解決し、尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすることを目的として本組合は組成されました。
主たる出資者及び出資比率	1. 37.59% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 上記以外に10%以上の出資者はありません。 2. 6.95% (株)ウィズ・パートナーズ（本組合の無限責任組合員です。）
業務執行組合員又はこれに類する者	名称：(株)ウィズ・パートナーズ 所在地：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階 代表者の役職・氏名：代表取締役社長CEO 安東 俊夫 資本金：1億円 事業内容：1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業 主たる出資者及びその出資比率： 1. 74.5% クワイエットアルファ投資事業有限責任組合 2. 25.5% クワイエットベータ投資事業有限責任組合

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社の複数の開発品を他社との提携に依存せず開発していくためには、今後数年間にわたって相応の研究開発資金が必要となります。

当社は、従前から、バイオ・ヘルスケア部門に精通し、当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同・協力いただける先を探索してまいりました。併せて、当社の事業戦略を理解し、事業構築を支援していただける先を割当対象とする第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。

このような中で、今回の割当予定先の無限責任組合員である(株)ウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合は、同ファンドの無限責任組合員である(株)ウィズ・パートナーズが創設したファンドであります。ファンド自体は純投資を目的としているものの、無限責任組合員である(株)ウィズ・パートナーズは、日本におけるバイオベンチャー黎明期である平成11年よりバイオ・ヘルスケア分野への投資を本格的に開始し、また国内外（日本、米国、ドイツ、フランス、イスラエル、韓国等）の投資先30社程度への投資実績を残してきております。このように、(株)ウィズ・パートナーズは、バイオ・ヘルスケア分野への投資において豊富な実績を有しており、また経営幹部の専門性につきましても、当社は略歴、面談等を通じてバイオ・ヘルスケア産業並びに事業経営等に精通していることを確認しております。さらに、経営状況につきましても、金融商品取引業者（関東財務局（金商）第2590号）に登録されていることに加え、財政面でも有利子負債がなく資本も充実していること等から、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営基盤を持つ会社であると考え

ております。

同社の運営するファンドのうち、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の組成目的は、同組合契約書によれば、「尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすること」であり、当社の事業内容及び事業方針はこの組成目的に合致することから、当社は当ファンドを割当予定先として選択いたしました。

(株)ウィズ・パートナーズは、当社の事業戦略とその推進のための安定資金確保の必要性について深いご理解をいただいております。加えて、当社の企業価値をさらに高めるため、同社から2名の取締役の派遣を受け、同社が有する国内外の幅広いネットワークを活用した製薬企業等とのアライアンス、当社とシナジー効果のある技術や新規開発品の探索あるいはIRを含めた経営面でのサポートを行っていただくことを予定しております。

d 割り当てようとする新株予約権の目的となる株式の数

ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合 1,483,033株

e 株式等の保有方針

割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合は、生命及び健康な生活に資する企業の価値向上を主たる利益の対象として組成され、当社に対する投資については、当社の医薬品開発の資金に充当するほか、同ファンドの無限責任組員である(株)ウィズ・パートナーズを通して製薬企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であり、これらを投資家の立場から担保すべく、一定の議決権を保持し、かつ役員等の派遣も予定しております。割当予定先は原則として取得した当社株式を中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しておりますが、割当予定先の無限責任組員である(株)ウィズ・パートナーズは、取締役2名を当社に派遣し、インサイダー取引規制に服することから、株式市場での売却機会は極めて限定され、その実効性は担保されているものと当社は考えております。さらに、割当予定先からは、単なる投資の回収を目的として新株式を市場で売却するのではなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である旨意思表示を受けております。ただし、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、保有株式を市場において売却する可能性があります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、(株)ウィズ・パートナーズから、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合は平成25年2月27日現在で運用余力総額が24億円ある旨の報告を受けております。なお、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の組合契約では、その出資の方法がキャピタル・コールによるもので、本資金調達の発表後に資金を同ファンドの各投資家に請求することとなっております。当社は、同ファンドの投資家の名称及びその出資約束金額、並びにかかるキャピタル・コールを含む契約諸条件、本日以前の同ファンドの各投資家のキャピタル・コールの履行状況、(株)ウィズ・パートナーズについては同社の預金残高により出資に要する資金を保有していること、独立行政法人中小企業基盤整備機構については同機構の平成23年12月1日付「中小企業成長支援ファンド「ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合」の組成について」と題する資料にて割当予定先に対し10億円の出資を行う旨発表していること、その他の出資者についても有価証券報告書等により出資に要する現預金を保有していることを確認しております。

以上により、第1回新株予約権付社債発行に係る払込金額及び第2回新株予約権発行に係る払込金額相当分の払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の無限責任組員である(株)ウィズ・パートナーズ及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である(株)JPリサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、照会を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の主たる出資者についても、独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認いたしました。また、その他の出資者についても、(株)JPリサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、照会を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を(株)東京証券取引所に提出しております。

2【株式等の譲渡制限】

割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合が、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約

権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

第1回新株予約権付社債の転換価額及び第2回新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、当社普通株式の上場日(平成24年11月30日)から本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日(平成25年2月27日)までの期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均である1,888円(直前営業日終値との乖離率 11.4%)を基準株価として、以下のとおりいたしました。

銘柄	転換価額又は行使価額並びにその算定根拠
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	1,888円(基準株価に1.00を乗じた金額)
第2回新株予約権	1,888円(基準株価に1.00を乗じた金額)

当社普通株式の上場日から本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日までの期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値を基準としたのは、以下の理由によるものであります。

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は、上場日から本件第三者割当の前営業日までの期間において、最高値は3,170円(平成25年1月28日)、最安値は1,223円(平成24年12月5日)となっており、株価変動性が高い状態にあります。このため、極端な高値や安値の影響を緩和し、株価変動を平準化した株価を算定するための一つの手法として、平均値を用いることには一定の合理性があるものと考えております。また、平均値を算定する期間についても、可能な限り恣意性を排除するため、特定の期間ではなく、上場日から発行決議日前日までの期間を採用しております。

個別銘柄の株価は、株式市場全体の影響を受けることから、発行決議日前日という特定の一時点の株価を採用した場合、為替相場の変動や他国における特定の経済事象の発生などにより、当該特殊要因の影響を織り込んだ株価となる可能性が高いと考えられます。一方、平均値を採用することにより、これらの特殊要因の影響を合理的な水準まで緩和することが可能になります。また、平均値を算定する期間についても、より長い期間の平均値を採用するほうが、より特殊要因の影響を緩和できるため、上場日以来の終値の平均値を採用することが最適であると考えております。

発行決議日前日という一時点の株価を採用するスキームでは、株価の状況により発行決議日を変更することで、当社及び割当予定先との間の合意により恣意的に発行条件を決定することが可能となります。一方、上場日以来の終値の平均値を採用した場合には、発行決議日を変更することにより発行条件が大きく変動しないため、発行に当たりこのような操作が行われる誘因を排除できるものと考えております。

参考までに、第1回新株予約権付社債の転換価額及び第2回新株予約権の行使価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去2ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価2,029円に対し7.0%のディスカウント、過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価1,969円に対し4.1%のディスカウント、また、発行決議日前日の終値2,131円に対し11.4%のディスカウントとなっております。

当社は、第1回新株予約権付社債の発行条件並びに第2回新株予約権の発行価額の決定に当たっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である㈱ブルータス・コンサルティングに対して価値算定を依頼し、一定の前提、すなわち、株価(取締役会決議日の前営業日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権ともに5年間)、無リスク利率(0.125%)、株価変動性(86.32%)、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定((イ)第1回新株予約権付社債については、割当予定先は当社株価が転換価額の125%を上回っている場合随時転換を行い取得した株式を市場において売却し、当社は割当予定先に対して平成26年3月15日以降残存する17個分の本新株予約権付社債の転換指示を行うこと。(ロ)第2回新株予約権については、当社株価が行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行い、市場への影響に留意して売却すること。(ハ)また、当社は、割当日以降当社普通株式の終値が行使価額の250%以上となった場合には、残存する第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権を早期償還条項及び取得条項に基づいて全て取得すること。)、その他発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、第1回新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)と㈱ブルータス・コンサルティングの算定した公正価値(額面100円当たり98円75銭)を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、第1回新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。また、第2回新株予約権の発行価額は、公正価値と同等の、1個当たりの払込金額を188,000円(1株当たり17.75円)としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断いたしました。

当社は、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権に係る発行価額の意味決定過程の公正性を担保すべく、㈱ブルータス・コンサルティングより、平成25年2月27日において、第1回新株予約権付社債並びに第2回新株予約権の発行価額についての財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオンを取得しております。

さらに、当社は第1回新株予約権付社債の発行価額及び第2回新株予約権の払込金額の算定については、ペーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（以下、「ペーカー&マッケンジー」という。）に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、有価証券届出書や㈱ブルータス・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類を考察し、当社と割当予定先との間の契約の締結や本有価証券の割当日における発行等が日本国の法令その他に抵触しないかなどを検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

なお、当社監査役3名（内2名が会社法上の社外監査役）からは、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行要項の内容及び上記の㈱ブルータス・コンサルティングの算定結果及びフェアネス・オピニオン並びにペーカー&マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、下記事項について確認し、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本件発行においては、新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、㈱ブルータス・コンサルティング及びペーカー&マッケンジーがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・㈱ブルータス・コンサルティング及びペーカー&マッケンジーは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- ・㈱ブルータス・コンサルティングは、一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かつ発行価額についての財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオンを提出していること。
- ・ペーカー&マッケンジーは、独立した立場で価格算定において採用されている前提事実やロジックが合理的であるか否かを分析し、有価証券届出書や㈱ブルータス・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類及び事項を考察・検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明をしていること。
- ・本件発行の決議を行った取締役会において、㈱ブルータス・コンサルティング及びペーカー&マッケンジーの意見を参考にしつつ、本件発行担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

第1回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により新たに発行される予定の株式数は最大で635,593株であります。また、第1回新株予約権付社債については、当社の判断により残存している当該新株予約権付社債の全部又は一部を繰上償還することが可能であり、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

第2回新株予約権の行使により発行される予定の株式数は最大で847,440株であります。第2回新株予約権については、当社の判断により残存している当該新株予約権の全部を取得することが可能となり、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

上記のとおり、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ635,593株、847,440株、合計1,483,033株となっており、これは平成25年2月27日現在の発行済株式総数2,081,100株（総議決権数20,811個）に対して、合計71.26%（議決権比率71.26%）となることから、25%以上の割合で希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の全てが行行使された場合の発行株式数は、それぞれ635,593株、847,440株、合計1,483,033株となり、平成25年2月27日現在の発行済株式総数2,081,100株（総議決権数20,811個）に対して、合計71.26%（議決権比率71.26%）となり、25%以上の割合で希薄化が生じます。

したがって、今回の第三者割当による第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当するものであります。

なお、「5 第三者割当後の大株主の状況」に記載のとおり、割当予定先が第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の全てを転換及び行使し、取得した株式を継続して保有した場合には、議決権比率は最大で41.61%となり、株主総会の特別決議を否決できる議決権を保有する可能性があります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合 (%)
ウィズ・ヘルスケアPE1 号投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕2-5-1	-	-	1,483,033	41.61
道銀どさんこ2号投資事 業有限責任組合	札幌市北区北7条西2-20	88,300	4.24	88,300	2.48
清藤 勉	群馬県高崎市	77,700	3.73	77,700	2.18
ニッセイ・キャピタル4 号投資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町2-4 -8 ニッセイ永田町ビル	67,500	3.24	67,500	1.89
大阪バイオファンド投資 事業有限責任組合	東京都港区赤坂7-1-16	66,600	3.20	66,600	1.87
北海道しんきん地域活性 投資事業有限責任組合	札幌市北区北7条西2-20	66,600	3.20	66,600	1.87
ネオステラ1号投資事業 有限責任組合	東京都中央区日本橋1-17- 10	60,000	2.88	60,000	1.68
安田企業投資4号投資事 業有限責任組合	東京都千代田区麹町3-3- 8	55,600	2.67	55,600	1.56
(株)免疫生物研究所	群馬県藤岡市中東田1091-1	50,700	2.44	50,700	1.42
札幌元気テクノロジー投 資事業有限責任組合	札幌市北区北7条西2-20	41,600	2.00	41,600	1.17
計	-	574,600	27.61	2,057,633	57.73

(注) 1. 募集前の持株比率は、平成24年9月30日現在の株主名簿上の株式数に、平成24年11月30日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場したことに伴う公募増資580,000株及び第三者割当増資130,000株を加算し、当該売出し289,900株の異動を加味した上、株主名簿上の株主は上場時の公募・売出株式を取得していないものとして作成しております。

2. 募集後の持株比率は、募集前の株式数をもとに、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権が全て転換及び行使された場合に増加する株式を加えて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 目的及び理由

当社は、近年の遺伝子工学の発達に伴い急速に市場を拡大しているバイオ医薬品に着目し、希少疾患や難治性疾患を対象とするバイオ新薬の研究開発に取り組むことで、人々のクオリティ・オブ・ライフ(QOL)の向上に貢献することを目指しております。一方で、医療費増大による財政圧迫や患者の経済的負担の軽減が社会的ニーズとなっていることから、当社はバイオ医薬品のジェネリック(バイオ後続品)の開発にも注力しております。これまでの研究開発の結果、バイオ新薬事業では科研製薬(株)に対して抗 9 インテグリン抗体をライセンスアウトし、バイオ後続品事業ではG-CSFが製造販売承認を取得するなど、一定の成果を上げております。

バイオ医薬品は従来の低分子医薬品と比較して、オフターゲット作用に起因する副作用の懸念が少ないことから、あらゆる疾患で苦しむ患者の苦痛を和らげ、QOLの向上に資するものと期待されております。また、近年は、より高い薬効が期待され、QOLへの貢献度が高い個別化医療が注目されており、ターゲット分子に対する特異性が高い抗体医薬に代表されるバイオ医薬品がその中心的役割を担うと考えられております。たとえば、近年世界中の製薬企業が注目している疾患部位特異的に薬剤をデリバリーすることを可能とするアクティブターゲティングシステムのセンサー部分にも欠かせないものとなっております。一方で、個別化医療の前提となる診断技術やバイオマーカー探索技術についても、目覚ましい勢いで進歩しております。加えて、従来はバイオ医薬品を開発するための製造コストが高いことがビジネス上の課題でありましたが、近年の著しい技術革新によって製造コストを大幅に低減することが可能になっております。これに対し、低分子医薬品は既に多くの基本構造骨格が探索し尽くされ、有望な開発候補品が減少しております。このような環境変化も相俟って、米国Markets and Markets社によると、バイオ医薬品の全世界における売上は2009年には1,060億ドルまで成長しており、今後も年率11.2%の割合で2016年まで増加すると予測されております。

このように、バイオ医薬品の市場は魅力的なものではありませんが、バイオ新薬の開発には長期にわたって多額の開発費用を要し、医薬品として上市する確率も決して高くはありません。このため、当社は当面の間は、相対的に短期で開発が可能であり上市確率も高いバイオ後続品の開発に重点を置いて、早期に安定的な収益基盤を確立することを目指してまいります。バイオ後続品の開発は、従来の低分子化合物のジェネリック医薬品に比べて参入障壁が高いものの、新薬よりも容易に開発することができます。上述の業界環境を踏まえると、バイオ後続品事業における競合は今後ますます激しくなることが予想されており、他社の追従を許さない迅速なパイプライン拡充が経営戦略上の最重要課題となります。しかしながら、当社は、G-CSFの開発における経験から、臨床試験入りまでに1品目当たり2~4億円の開発費用が必要であると考えており、上場時調達資金の手取額約8億円では、後記図表1に記載しておりますGBS-001(G-CSF)以外のバイオ後続品9品目(GBS002~010)の開発を他社との提携に依存せざるを得ない状況にあります。また、バイオ後続品については、既存バイオ医薬品の特許の満了時期に合わせて上市できるかどうかことが重要であることから、他社よりも早く開発を進める必要があります。このため、当社は、バイオ後続品の開発を進めるための資金的裏付けを早急に確保することが株主価値の最大化のために必須であるとの認識の下、資金調達先を懸命に模索してまいりました。

一方で、今まで治療薬のなかったアンメットニーズに対する新薬を開発することは社会的意義が大きく、また、当社の成長のためにも新薬の開発は必須であると考えております。このような考えに基づき、当社は創業以来、自社内で医薬品シーズのインキュベーションを行ってまいりました。持続的な新薬の創出には、シーズの探索、取捨選択、インキュベーションを経て、速やかにライセンスアウトにつなげるためのシステムと人材が必要ですが、優秀な人材を確保するためには相応の財務基盤が求められます。

このように、医薬品の研究開発を効果的かつ着実に進めるためには、相応の研究開発資金が必要ですが、他方で、株式市場から資金調達を行う上では株式市場への影響を十分勘案する必要があります。このため、バイオ関連銘柄への株式市場の需要が低迷していた上場時の企業戦略といたしましては、提携先との共同開発等を通じて開発費用を分担し、当社の資金流出を可能な限り圧縮する戦略を採らざるを得ませんでした。しかしながら、このような事業戦略には、提携先が順調に見つからず開発が遅延したり、提携先に資金負担を求める代償として将来収益における当社の取り分が犠牲になることなどのデメリットがあることも認識しておりました。このため、当社は株式市場の状況が改善した際には、速やかに追加の資金調達を行い、これらのデメリットをできる限り解消したいと考えておりました。折しも、上場後のバイオ関連銘柄への需要が大幅に改善してきたことから、開発の加速と将来収益の向上を通じて企業価値を最大化すべく、資金調達の検討を開始いたしました。このような活動の中で、今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である(株)ウィズ・パートナーズから投資の提案を受け、検討を開始したものであります。

(株)ウィズ・パートナーズは、我が国のバイオベンチャー黎明期から同分野に投資をしてきた長い経験と成功実績を持つ、日本においては数少ない投資会社であります。バイオ後続品によって安定的な収益モデルを確立しつつバイオ新薬による成長性を企図する当社のビジネスプランは、日本のバイオベンチャーを一段高い成功に導くための必要資金を供給するという同社の投資戦略に合致しております。さらに、当社は、同社が持つ経営資源を最大限に活用することで、ファブレス型企業である当社の競争力の根幹である人材力とネットワーク力を格段に高めることが可能であると考え、医薬品の着実な上市を達成できる真のバイオ医薬品創薬企業を目指すことにいたしました。

現状、当社は複数のバイオ後続品の開発を平行して進めるための十分な資金を保有しておらず、製薬企業等と提携関係を構築することで開発費用を分担し、あるいは随時資金調達を行いながら、段階的に開発を進めざるを得ない状況にあります。このように開発の進捗を他社に依存している状況では、着実に開発を進め、最短での上市を実現することは困難であります。一方、自社開発では相応の開発資金が必要となりますが、開発の進捗を自らコントロールし、より計画的に開発を進めることができます。当社は、今後も共同開発を行うことができる提携先の開拓は継続してまいります。今回の資金調達により、バイオ後続品については少なくとも臨床試験入りまでは自社開発する戦略へと大きく転換を行うこととなります。とりわけ、G-CSFを化学修飾して製造する次世代型のバイオ後続品（PEG-G-CSF）については、その原料となるG-CSFが既に製造販売承認を取得しているため、そのアドバンテージを活かして、米国での臨床試験も含めて完全自社開発する方針といたしました。

また、バイオ新薬事業においても、2020年以降のオリジナルバイオ新薬の継続的上市を実現するための人材の補強とシステムの強化を早急に行います。シーズの探索に始まりライセンスアウトに至るサイクルを効率化、迅速化することで、パイプライン全体としての成功確率を高めてまいります。

加えて、当社はファブレス型企業であり、小規模組織であることから、(株)ウィズ・パートナーズが長年にわたり築いてきた広範なネットワークの活用と経験豊かな人材の派遣によるシナジー効果は高いと考えております。当社及び(株)ウィズ・パートナーズは、このたび合意に至った新たな事業戦略（図表1）を遂行することが当社の株主価値の最大化につながるものと期待しております。

図表 1

区分	開発品	基本戦略
バイオ後続品事業	GBS-010 (PEG-G-CSF)	<ul style="list-style-type: none"> G-CSFが既に製造販売承認を取得しているアドバンテージを活かし、当社の最重要開発品に位置づける。 必要とされる容量や市場規模が大きいこと、供給能力を高めるためのスケールアップ投資を行う。 最初のターゲット市場を米国に定め、自社単独で臨床試験を進めることも想定する。
	GBS-001 (G-CSF)	<ul style="list-style-type: none"> 当社及び(株)ウィズ・パートナーズが有するネットワークを最大限に活用し、米国及び新興国市場に海外展開を図る。 米国及び新興国市場への海外展開に際して、現地企業との提携による一時金収入を企図する。
	GBS-002～009	<ul style="list-style-type: none"> 最低4品目の自社開発を進める。 3年後の平成28年3月期までに、最低2品目の臨床試験入りを目指す。
バイオ新薬事業	全ての開発品	<ul style="list-style-type: none"> シーズ探索からライセンスアウトに至る各プロセスを強化することで、2020年以降の継続的な新薬上市を目指す。 ライセンスアウトを積極的に推進することで、上市前に一定の収益を獲得する。

GBS-010 (PEG-G-CSF)

GBS-010 (PEG-G-CSF) は、G-CSFを化学修飾することで血中半減期を大幅に伸長した改良型のG-CSFであります。当社は現在、複数のバイオ後続品の開発に着手しておりますが、中でもPEG-G-CSFはG-CSFを原料として製造されるため、既にG-CSFが製造販売承認を取得していることは当社にとって大きなアドバンテージとなります。しかしながら、PEG-G-CSFに使用される原薬の量はG-CSFに比べて格段に多いことから、現状の製造設備では対応できず、より大きな設備に移管する必要があります。当社はこのようなスケールアップには650百万円の資金が必要と試算しており、提携先がないままに開発を進めることは事業継続の点でリスクが高いとの懸念がありました。今回の資金調達により当該リスクが大幅に軽減されることから、アドバンテージのあるPEG-G-CSFを当社の最重要開発品と位置づけ、臨床試験についても自社で行うことを前提とした戦略に転換することにいたしました。

また、PEG-G-CSFの市場規模は近年急速に拡大しており、英国Evaluate Pharma社によると、2010年の全世界における売上は35億5,800万ドルとなっております。さらに、PEG-G-CSFの市場規模が急成長を続けている一方で、従来のG-CSFの市場規模も減少せずに安定していることから、PEG-G-CSFとG-CSFは医療現場において競合せず、使い分けがなされているものと推察されます。このため、当社のPEG-G-CSFとG-CSFは自社競合とはならず、むしろ相互にシナジーのある開発品群になると考えております。

「4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおり、PEG-G-CSFの開発費用としては、製法・品質の検討に1,250百万円（うち、スケールアップ費用650百万円。）、非臨床試験に100百万円、臨床試験（米国）に650百万円の計2,000百万円を想定しております。これらの投資を行うことにより、2017年～2018年の米国での上市を目標とし、上市以降は製品販売による収益が見込まれます。

GBS-001 (G-CSF)

GBS-001（G-CSF）につきましては、平成24年11月に我が国において製造販売承認を取得したことから、今後は米国及び新興国市場に海外展開するためのアライアンス活動を強化してまいります。G-CSFは既に開発が終了しており、今回の調達資金の用途にはなりません。現地企業との提携関係を構築することで早期に収益を獲得できる可能性があります。既に海外企業とのアライアンス活動を開始しておりますが、今後は㈱ウィズ・パートナーズが有するネットワークも活用することで、さらなるアライアンスの確度向上を図ってまいります。

GBS-002～009

今回の調達資金はGBS-010の開発に重点的に配分いたしますが、GBS-010の開発が順調に進まなかった場合のリスクのヘッジとさらなる収益の獲得を目的として、GBS-002～009についても平行して開発を進めます。従来は、資金的な制約から提携先との共同開発が前提でありましたが、今回の資金調達によりある程度の段階まで自社開発を進めることが可能になります。このため、最低4品目は着実に自社開発を進め、3年後の平成28年3月期までに最低2品目の臨床試験入りを目指します。

「4新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおり、GBS-002～009については、うち4品目の開発を進め、製法・品質の検討及び非臨床試験に計800百万円の投資を予定しております。これらの投資を行うことにより、2014年～2015年の臨床試験入りを目標とし、臨床試験を担当する製薬企業等との契約締結による一時金収入を見込んでおります。また、バイオ後続品の開発期間について当社は5～6年を想定しておりますが、開発が終了し上市された場合には、製品販売による収益が計上されることとなります。

バイオ新薬

当社は創業以来、バイオ医薬品シーズのインキュベーションを行うためのノウハウを蓄積しており、抗9インテグリン抗体を科研製薬㈱にライセンスアウトした実績もあります。しかしながら、シーズ探索やライセンスアウトなど社外との関係においては、人的な経営資源が不足している状況は否めません。今回の資金調達により財務基盤が一層強化されることから、優秀な人材を採用し、社外との関係を強化することで、より迅速かつ効率的に成果に結びつけることができると考えております。また、㈱ウィズ・パートナーズが有するネットワークを活用することで、さらに社外との関係強化が進むものと考えております。当社は、このような体制整備を通じて、2020年以降の継続的な新薬上市を目指してまいります。また、バイオ新薬の上市確率は決して高くありませんが、順調にライセンスアウトできた場合には、むしろバイオ後続品よりも早く収益に貢献するため、その可能性を最大限追求していきたいと考えております。

(2) 当該資金の調達方法と選択理由

当社は、昨年11月に東京証券取引所マザーズに株式を上場したことから、株主の利益を第一に経営に当たる責務があると考えております。株主利益を高めるためには、研究開発を着実かつスピーディーに進めるとともに、将来収益を高めなければなりません。そのためには十分な研究開発資金が必要です。他方で、十分な研究開発資金を調達するためには、株式市場への影響にも十分に意を払う必要があると当社は考えております。

昨年11月の上場時、株式市場とりわけバイオ関連銘柄に対する需要は低迷しており、株式市場の需要に合わせて最低限の公募増資を行い、提携先との共同開発等を通じた費用分担を前提として、事業戦略を組み立てておりました。しかしながら、このような事業戦略には、提携先が順調に見つからず開発が遅延したり、提携先に資金負担を求める代償として将来収益における当社の取り分が犠牲になることなどのデメリットがあることも認識しておりました。このため、当社は株式市場の状況が改善した際には、速やかに追加の資金調達を行い、これらのデメリットをできる限り解消したいと考えておりました。折しも、上場後のバイオ関連銘柄への需要が大幅に改善してきたことから、開発の加速と将来収益の向上を通じて企業価値を最大化すべく、資金調達の検討を開始いたしました。

このような中で、今回の割当予定先の無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

上記を検討の結果、主要開発品の計画的な開発を促進することで一日も早い上市を達成するためには、この時期に安定した資金を調達することで、提携先の有無にかかわらず自社で開発を進められる財務環境を整えることが株主価値の最大化に資するとの信念に基づき、上場時の戦略を現時点で見直すことを決断いたしました。一方で、希薄化や株価への影響を最小化することが資金調達において最も留意すべき点であることから、一時に希薄化が生じにくく、新株式が市場で直ちに売却されにくい調達方法を最優先いたしました。下記のとおり他の資金調達方法とも比較し、潜在株式型のスキームである転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組合せを採用し、加えて㈱ウィズ・パートナーズから取締役2名の派遣を受けることを通じてインサイダー取引規制による売却の抑制を図ることが、株式市場への影響を最小化する最良の選択肢であるとの結論に至りました。また、現時点上場時の戦略を見直すことにつきましては、株主価値の最大化に向けての当社の考え方について十分な説明を尽くさなければならないとの認識に立ち、平成25年4月26日開催予定の臨時株主総会での普通決議を得ることを発行の条件としております。

< 他の資金調達方法と比較した場合の特徴 >

資金調達を、公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行により行う場合には、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、今回採用した新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、株価の動向により権利行使が進まず希薄化が抑制されることもありますが、この場合は当初想定していた資金調達ができない、又は実際の調達金額が当初想定されている金額を下回ることになります。

転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、開発の進捗に応じて必要な資金調達を行うという柔軟性を十分に確保することが困難になります。

間接金融については、先行投資による赤字が見込まれる現段階では、金融機関からの借入れを行うのは難しい状況にあります。

<当社のニーズに応じ、配慮した点>

株価への影響の軽減

- ・ 転換価額及び行使価額は、当社普通株式の上場日である平成24年11月30日から本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日(平成25年2月27日)までの過去3ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値を基準に決定されており、その後の修正は行われたい仕組みとなっております。
- ・ 新株予約権付社債及び新株予約権の転換価額及び行使価額については、上記基準株価に1.00を乗じた金額としております。
- ・ 本件の資本増強は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、新株予約権付社債や新株予約権の転換又は行使が行われるため、新株発行の場合と比較して、当社普通株式の供給が一度に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

希薄化の抑制

- ・ 転換価額及び行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、さらなる希薄化が生じる可能性はありません。
- ・ 新株予約権付社債や新株予約権の転換又は行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行されるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。
- ・ また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては新株予約権付社債や新株予約権の円滑な転換又は行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達を実現することが可能になります。

資本政策の柔軟性

今回発行する新株予約権付社債及び新株予約権については、当社の判断によりその全部又は一部を繰上償還又は取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

段階的・追加的な資金調達

本件は、新株予約権付社債の発行により短期的には無利息による資金調達を行うとともに、当社の開発進捗及び資金需要に応じて新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができるものであります。

<その他配慮した点及びその対策>

(1) 転換社債型新株予約権付社債

第1回新株予約権付社債については、その特性上、当初には社債の元本部分の払込みが行われ、資金調達が発現できませんが、社債権者が新株予約権を行使しない場合は、最終的には当社は社債元本を償還する義務を負い、当該償還のための資金の調達を行う必要があります。ただし、当社は、平成26年3月15日以降は、割当予定先の無限責任組合員である㈱ウィズ・パートナーズに対し、当社普通株式の株価の動向にかかわらず、その保有する新株予約権付社債17個（元本総額425百万円、新株予約権の目的となる株式225,105株分）について、当社普通株式への転換を書面による通知をもって指示することが可能であり、また、平成26年5月1日以降、新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間、㈱ウィズ・パートナーズに対して、以下の条件で新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ（ただし、以下乃至により当社が行使を指示することのできる新株予約権の個数は、合計して12個（元本総額300百万円分）を超えない。）、㈱ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日（以下、「行使指示日」という。）から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせることが可能であり、転換が行われた場合には、将来の償還金額が減少するとともに、負債が削減され、自己資本の強化が可能になります。

行使指示日を含めた10連続取引日（終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日、以下、同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格（以下、「本基準VWAP」という。）が新株予約権の転換価額の150%を超過した場合、（ ）累積で新株予約権付社債の3個（元本総額75百万円）を上限とし、かつ（ ）当該期間の1日平均出来高の20%までの株数（端数は切捨て、以下、同じ。）に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

本基準VWAPが新株予約権の転換価額の175%を超過した場合、（ ）上記に従う新株予約権の行使を含め、累積で新株予約権付社債の6個（元本総額150百万円）を上限とし、かつ（ ）当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

本基準VWAPが新株予約権の転換価額の200%を超過した場合、（ ）上記及びに従う新株予約権の行使を含め、累積で新株予約権付社債の9個（元本総額225百万円）を上限とし、かつ（ ）当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

本基準VWAPが新株予約権の転換価額の225%を超過した場合、（ ）上記乃至に従う新株予約権の行使を含め、累積で新株予約権付社債の12個（元本総額300百万円）を上限として、かつ（ ）当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

(2) 新株予約権

第2回新株予約権については、その特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、新株予約権の行使に係る払込金額の払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価額よりも下落する局面においては新株予約権の行使が期待し難くなりますが、これらは、上記に記載のとおり、既存株主保護の観点から当初以上の希薄化の抑制と株価への影響の軽減を企図して設けられたものであります。

(3) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ635,593株、847,440株、合計1,483,033株となっており、これは平成25年2月27日現在の発行済株式総数2,081,100株（総議決権数20,811個）に対して、合計71.26%（議決権比率71.26%）となることから、25%以上の割合で希薄化が生じます。

当社は、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行の意思決定過程の公正性を担保すべく、㈱ブルータス・コンサルティングより、平成25年2月27日において、第1回新株予約権付社債並びに第2回新株予約権発行の財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオン及びベーカー&マッケンジーより、現在妥当しうる解釈に照らし、その発行が日本国の法令に矛盾ないし抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

また、当社監査役3名（内2名が会社法上の社外監査役）からは、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行要項の内容及び上記の㈱ブルータス・コンサルティングの算定結果及びフェアネス・オピニオン並びにベーカー&マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないことと判断した旨の意見表明を受けております。

以上を踏まえ、当社は、平成25年2月28日開催の取締役会において第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行につき検討を行い、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると判断し、その発行の必要性及び相当性について、普通決議による株主の意思確認を実施することとし、平成25年4月26日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

付議に当たっては、臨時株主総会に付議する第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行に関する議案の株主総会参考書類において、その発行の必要性及び相当性に関する事項を記載し、かつ、当該事項を

当該株主総会で説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことといたします。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第8期 平成20年3月	第9期 平成21年3月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月	第12期 平成24年3月
売上高 (千円)	200,053	205,675	92,678	109,280	207,124
経常損失 () (千円)	88,785	286,446	142,541	274,877	317,602
当期純損失 () (千円)	89,075	287,165	143,121	277,646	320,992
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	110,050	350,125	350,125	604,075	778,045
発行済株式総数 (株)	4,414	7,615	7,615	11,001	12,934
純資産額 (千円)	34,291	227,276	84,155	314,408	341,355
総資産額 (千円)	60,392	346,077	162,042	431,086	508,070
1株当たり純資産額 (円)	7,768.86	29,845.89	11,051.22	285.80	263.92
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失金額 () (円)	20,895.52	41,017.12	18,794.67	274.61	268.10
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	56.8	65.7	51.9	72.9	67.2
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	-	-	264,778	362,164
投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	-	-	421	435
財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	-	-	506,079	346,672
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	-	-	301,462	285,534
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	3 (-)	5 (0)	8 (-)	8 (1)	8 (-)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 各期の損益の概要は、次のとおりであります。なお、用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

第8期 主にライセンスアウトに伴う売上及び共同研究開発に伴う役務収益が計上されたことにより、売上高は200,053千円となりました。また、研究開発費を190,638千円計上したこと等により、経常損失は88,785千円、当期純損失は89,075千円となりました。

- 第9期 主にG-CSF関連の売上及び共同研究開発に伴う役務収益が計上されたことにより、売上高は205,675千円となりました。また、研究開発費を298,689千円計上したこと等により、経常損失は286,446千円、当期純損失は287,165千円となりました。
- 第10期 主にG-CSF関連の売上が計上されたことにより、売上高は92,678千円となりました。また、研究開発費を91,202千円計上したこと等により、経常損失は142,541千円、当期純損失は143,121千円となりました。
- 第11期 主にG-CSF関連の売上が計上されたことにより、売上高は109,280千円となりました。また、研究開発費を149,917千円計上したこと等により、経常損失は274,877千円、当期純損失は277,646千円となりました。
- 第12期 主にG-CSF関連の売上及び共同研究開発に伴う役務収益が計上されたことにより、売上高は207,124千円となりました。また、研究開発費を264,667千円計上したこと等により、経常損失は317,602千円、当期純損失は320,992千円となりました。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
 5. 当社は、平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。
 6. 第12期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成22年6月30日 企業会計基準第2号)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成22年6月30日公表分 企業会計基準適用指針第4号)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成22年6月30日 実務対応報告第9号)を適用しております。
平成24年8月8日付で株式分割を行いました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
 7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
 8. 自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
 9. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 10. 第8期、第9期及び第10期のキャッシュ・フローに係る指標については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため記載しておりません。
 11. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
 12. 第11期及び第12期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第8期、第9期及び第10期の財務諸表については監査を受けておりません。

2【沿革】

年月	事項
平成13年3月	北海道大学遺伝子病制御研究所における免疫関連タンパク質の機能研究の成果を診断薬や治療薬として開発すること及び医薬品開発における受託サービス業務を行うことを目的として、札幌市北区に資本金10,000千円をもって株式会社ジーンテクノサイエンスを設立
平成14年6月	独立行政法人産業技術総合研究所北海道センター(札幌市豊平区)内に研究所を新設し、バイオ新薬の研究開発を強化するとともに、バイオ後続品事業への参入について検討を開始
平成15年11月	研究所内に本社を移転
平成19年6月	バイオ新薬事業において、科研製薬株式会社に抗 9 インテグリン抗体をライセンスアウト
平成19年10月	バイオ後続品事業において、富士製薬工業株式会社とG-CSFの共同開発契約を締結
平成20年1月	バイオ後続品事業において、東亜製薬株式会社からG-CSFの産生細胞及び基本生産技術をライセンスイン
平成20年4月	札幌市中央区に本社を移転
平成20年5月	北海道大学遺伝子病制御研究所(札幌市北区)内に研究所を移転
平成20年6月	東京都中央区に東京事務所を新設
平成22年9月	大阪市北区に大阪事務所を新設
平成23年12月	富士製薬工業株式会社との共同開発品であるG-CSFについて、富士製薬工業株式会社及び持田製薬株式会社が国内での製造販売承認を申請(平成24年11月承認済)
平成24年11月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

(注) 用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

3【事業の内容】

(1) 事業環境

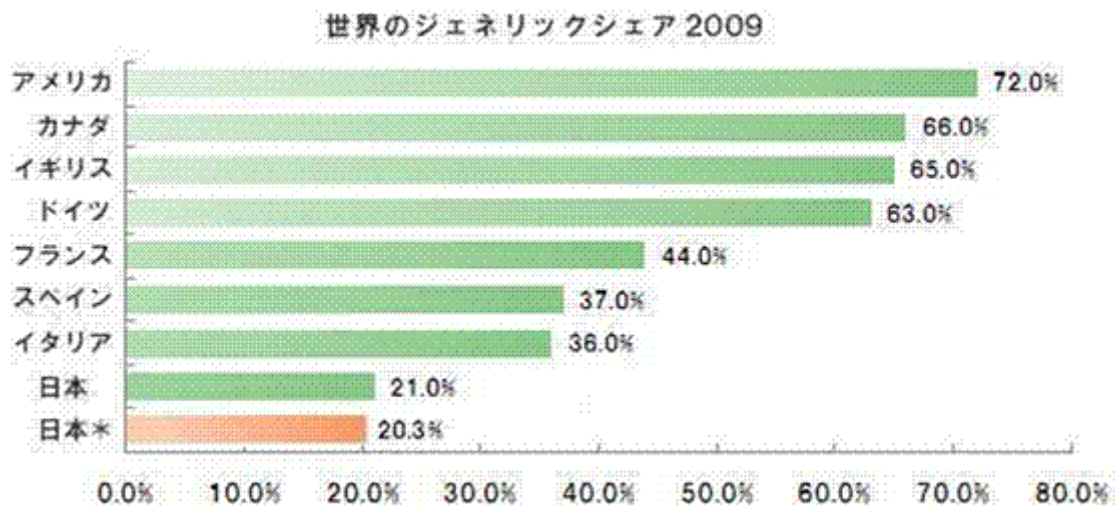
製薬企業における持続的成長の源泉は継続的な新薬の創出ですが、化学合成による低分子医薬品は既に多くの基本構造骨格が探索し尽くされ、有望な開発候補品が減少しております。その一方で、遺伝子工学をはじめとするバイオテクノロジーの革新技術によって製造される、生体の仕組みを起源としたバイオ医薬品、特に抗体医薬品は、有効性、安全性、候補選択の容易性などからも注目され、ブロックバスターとなるバイオ新薬がここ十年で急増しております。

当社は、このような環境の下、「大学発ベンチャーであることの公共性に準じ、利益の追求に留まらず、希少疾患や難治性疾患を対象とする医薬品開発により、人々のクオリティ・オブ・ライフを向上させ、社会に貢献する」ことを経営理念に掲げ、バイオ新薬の開発を行っております。

また、既に先進各国では、医療費増大による財政圧迫を抑制するために、特許が満了した新薬との同等性を示すだけで承認される安価なジェネリック医薬品の普及が進んでおります(図表1)。さらに、ブロックバスターとなっているバイオ医薬品が続々と特許満了を迎える時期に至っており、バイオ医薬品のジェネリック医薬品版(バイオ後続品)は、今後世界的に大きな市場を形成することが見込まれております。しかしながら、バイオ後続品は、従来のジェネリック医薬品と異なり、新薬開発に近い要件が求められるため、従来のジェネリック医薬品の開発企業やバイオ医薬品開発経験がない製薬企業では、バイオ後続品の開発は非常に高い障壁となります。

当社は、バイオ新薬の技術、知識及び研究経験を有しており、この優位性を活かし、バイオ後続品の研究開発を積極的に推進することによって、有用な医薬品の普及と患者の経済的負担の軽減にも貢献してまいります。

図表1 先進国のジェネリック医薬品のシェア(2009年、数量ベース)



出典：IMS Health, MIDAS, Market Segmentation, RX only, メーカー出荷ベース, MAT Dec 2009 を基に日本ジェネリック製薬協会分析(日本ジェネリック製薬協会ホームページ資料)

*印は日本ジェネリック製薬協会調べ

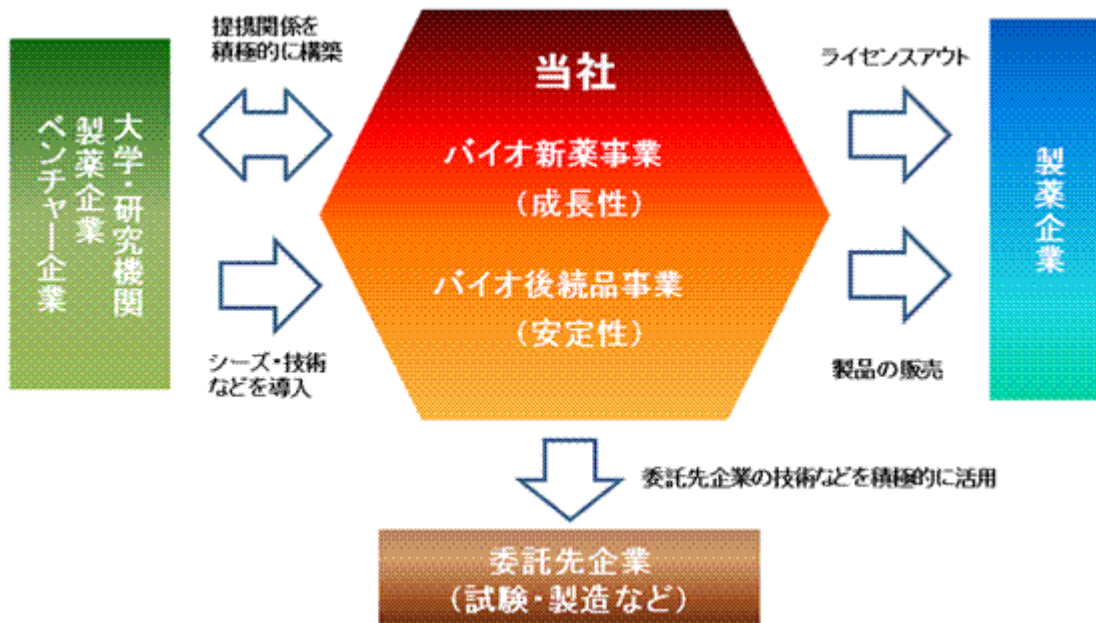
(2) 当社のビジネスモデル(図表2)

当社は、市場の拡大が見込まれるバイオ医薬品に着目し、バイオ後続品事業及びバイオ新薬事業の2事業を柱として、医薬品開発に取り組んでおります。バイオ後続品事業は安定性を重視する一方、バイオ新薬事業は成長性を重視し、この両面から経営の安定と成長を目指すビジネスモデルであります。

さらに、当社は大学などとのバイオ医薬品の共同研究などからターゲットを選定し、開発ノウハウを活かして開発計画を立案した上で、社外の最適な試験受託企業や製造受託企業を選定し積極的に活用することで、複数品目の開発を平行してスピーディーに進めております。

当社は、これらの活動により得られた成果を、製薬企業にライセンスアウトあるいは製品販売を行うことで収益獲得につなげております。

図表2 当社のビジネスモデル



(3) 当社のビジネスモデルの特長

当社は、市場ニーズを勘案した医薬品開発を重視し、以下の4点を特長とした研究開発活動を行っております。

バイオ医薬品に着目

バイオ医薬品は、遺伝子工学をはじめとするバイオテクノロジーの革新技術によって製造される、生体の仕組みを起源とした医薬品であり、既存の低分子医薬品では達成できない薬理作用が注目され、市場としても「2007年で750億ドルを超え、世界の医薬品市場の10%以上を占めるに至っている。大型医薬品世界売上ランキングをみても上位10製品の中でバイオ医薬品は2000年の1製品から、2007年には4製品に増加している。また、バイオ医薬品のうち22製品が売上10億ドルを超えている。」（注）とも言われております。

このように急速に拡大する市場ニーズに応えるため、当社は、バイオ医薬品に着目した研究開発活動を行っております。

（注） 出典：経済産業省 製造産業局 「バイオ・イノベーション研究会報告書」（平成22年6月）

バイオ後続品事業とバイオ新薬事業

バイオ後続品は、有効性及び安全性が確認されていることから、バイオ新薬と比較して少ない経営資源で開発が可能である反面、市場規模などの点で制約を受けます。

一方、バイオ新薬では、従来の医薬品で治療の難しい疾患に対して新たな治療の可能性が期待できる反面、従来の新薬開発と同様に多くの経営資源を投入する必要があります。

そこで、当社は、バイオ後続品とバイオ新薬の長所・短所を考慮したパイプラインを機動的にマネジメントし、安定性の高いバイオ後続品事業で経営の安定を築きながら、バイオ新薬事業に取り組むことで高い成長性を目指すハイブリッド型の事業モデルを構築しております。

複数の開発品のパイプライン

当社は、バイオ後続品とバイオ新薬それぞれの事業領域で複数の開発品を揃えたパイプラインを保有することで、研究開発リスクの分散を図っております。

社外との提携関係の構築

医薬品開発に必要な要件は多岐にわたる一方、当社の経営資源には限りがあるため、全てを当社単独で担うことは難しく、開発のスピードにも限界が生じます。そこで、当社は、社外の受託機関を積極的に活用することにより、最適な開発体制を組み立て、各々の得意分野（原薬製造、非臨床試験など）を融合することで、開発力の強化と開発スピードの向上を図っております。また、当社は、研究開発段階早期から事業化を強く意識しており、闇雲に研究開発投資を行うのではなく、相互にメリットが得られる提携先の探索を念頭に進めております。

また、医薬品の研究開発活動を進めるには巨額の先行投資資金が必要になりますが、社外との提携関係を構築することで、各々が担当領域の開発費用を分担することとなり、開発リスクを分散することができます。

さらに、医薬品開発においては、ブランド力や信用も重視されることから、製薬企業や大学を含む公的研究機関などとの提携関係を積極的に構築しております。

(4) 開発の流れ、収益モデル及びターゲットの選定方針

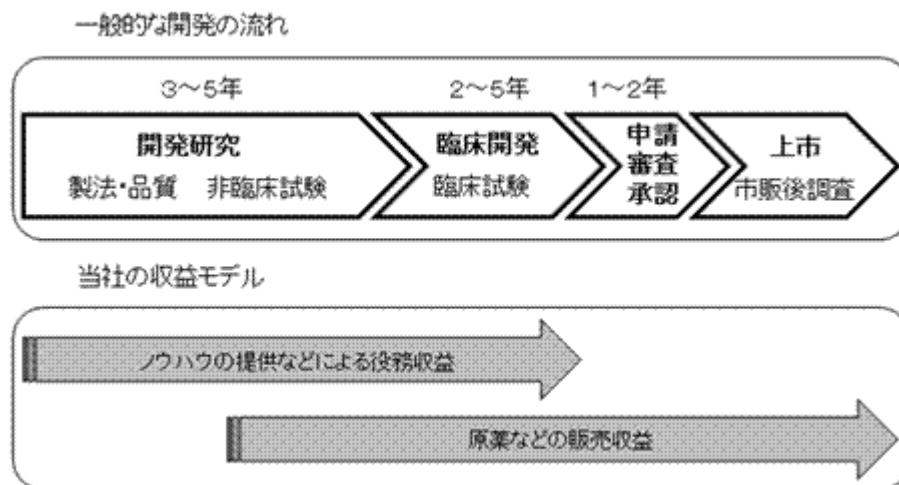
バイオ後続品事業

イ 開発の流れ（図表3、図表4）

当社は、開発研究の初期段階から、既存バイオ医薬品と同等又はそれを上回る品質の原薬の製造方法構築を目標とし、その原薬を用いた非臨床試験を実施いたします。具体的には、まず、バイオ医薬品の原薬製造の根幹である産生細胞を自社で構築あるいは社外から導入いたします。その産生細胞を用いて、製造受託企業において最適な原薬の製造方法及び原薬製造体制を構築します。その後、原薬製造方法の最適化、既存バイオ医薬品との品質的な比較、製剤における最適処方検討、薬効及び安全性評価の非臨床試験を同時並行で進め、臨床試験につなげてまいります。なお、これらの開発過程における分析・評価については、試験受託企業において行います。一方で、バイオ後続品を販売する製薬企業と共同開発の提携関係を構築いたします。

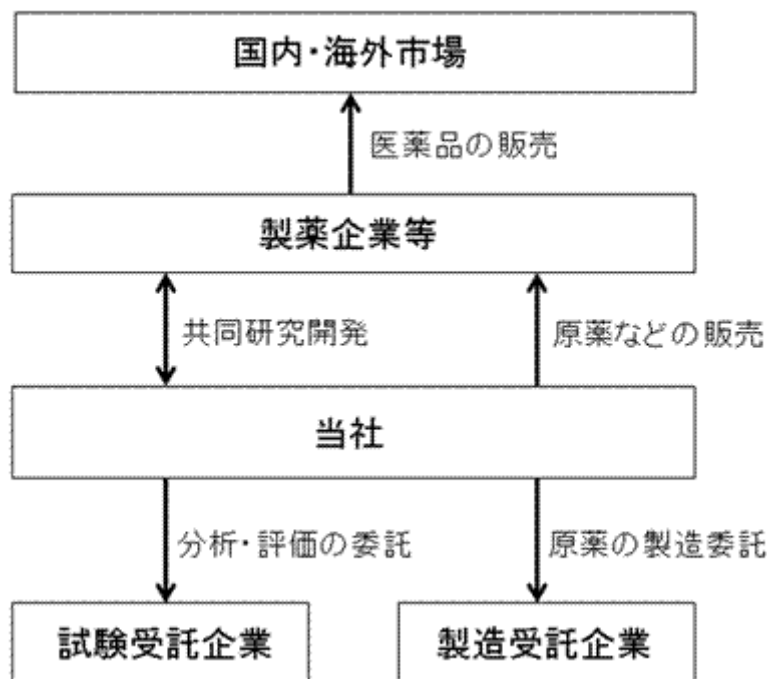
臨床開発は、主に製薬企業が担当し、厚生労働省にバイオ後続品の製造販売承認の申請を行います。当社は、製薬企業との共同研究開発において、臨床試験に使用する原薬などを製薬企業に販売するとともに、製薬企業に対して開発推進及び申請のための助言や支援を行います。さらに、上市後には、原薬などの製造を継続的に信頼できる製造受託企業に委託し、安定的に製薬企業に販売してまいります。

図表3 開発の流れと収益モデル（バイオ後続品事業）



（注） 各開発ステージにおける年数は、一般的なバイオ後続品開発における所要年数であります。

図表4 事業系統図（バイオ後続品事業）



ロ 収益モデル（図表3）

バイオ後続品事業の収益モデルとしては、研究開発段階及び上市後において、医薬品の主原料である原薬などを製薬企業に供給することによって得られる原薬などの販売収益と、研究開発段階において、共同研究開発契約を締結し、当社のノウハウなどを製薬企業に提供することで得られる役務収益があります。

ハ ターゲットの選定方針

バイオ後続品は、新薬の開発に比して経営資源が少なく済み、また、有効性及び安全性が確認されているため、研究開発リスクは低いと言えます。このため、バイオ後続品については、想定される市場規模、収益性及び競争状況に重点を置いてターゲットの選定を行っております。

バイオ後続品の市場規模は、既存バイオ医薬品の市場規模にバイオ後続品の薬価比とジェネリック医薬品のシェアを乗じて求めることができます。このようにして求めたバイオ後続品の市場規模に、当社開発品の想定シェアを乗じることで、当社開発品の売上予測を行うことができます。

一方で、収益性については、バイオ後続品の想定薬価と製造原価をもとに、利益率を計算しております。

さらに、魅力あるバイオ後続品にはグローバルな競争の激化が見込まれることから、競合他社の数や質を把握し、それらもターゲット選定における判断材料の要件としております。

バイオ新薬事業

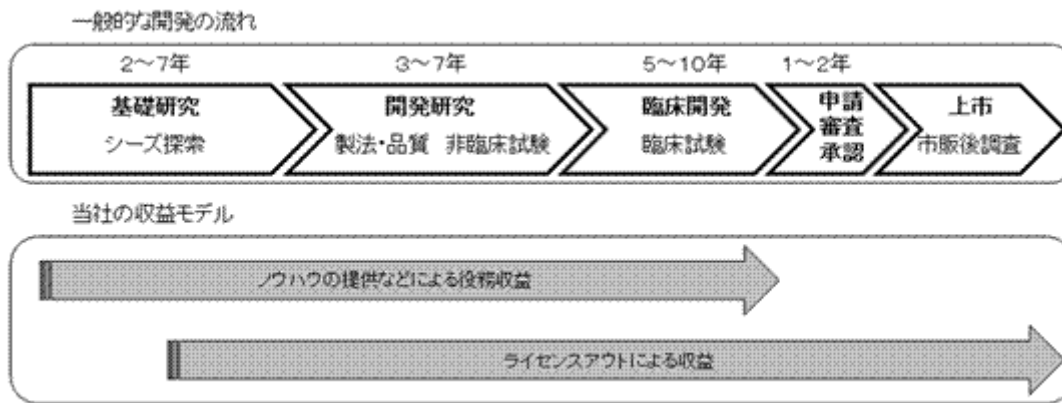
イ 開発の流れ（図表5、図表6）

バイオ新薬の研究開発は、まず、医薬品シーズの探索を行う基礎研究から着手いたします。医薬品シーズを効率的に探索するため、自社での研究のみならず、大学や研究機関などとの共同研究を行っております。

次に、開発研究においては、候補品について薬効・安全性の基本データを得るための分析及び評価を行います。なお、これらの分析及び評価において、必要に応じて試験受託企業への委託を行います。

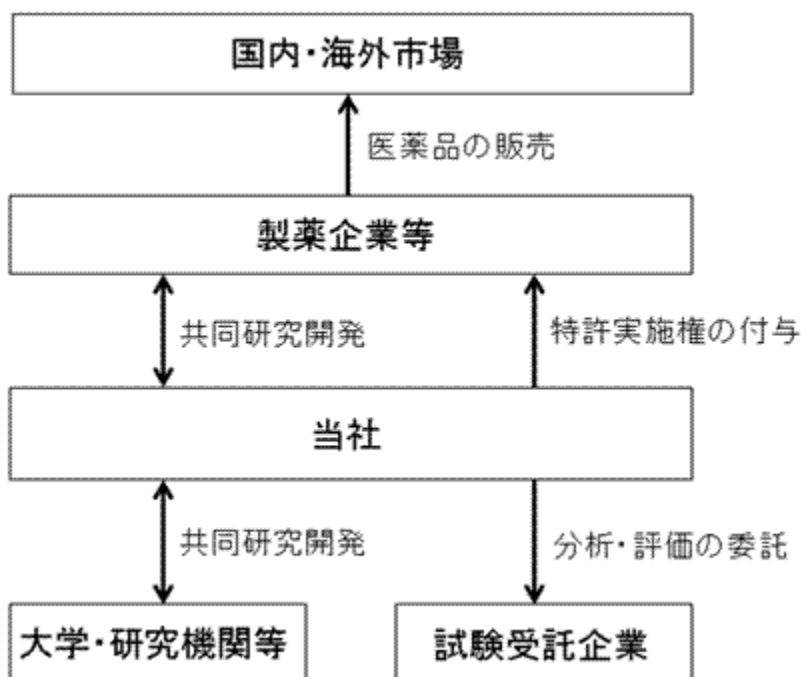
その後の臨床開発以降は、膨大な費用、要員及び期間を要し、さらに、開発リスクも伴うことから、原則として自社では行わず、製薬企業へのライセンスアウトを基本方針としております。なお、ライセンスアウト後は製薬企業が主体的に開発を進めることになるため、当社の関与は大きく減ることになりますが、ライセンスアウト先製薬企業への薬効試験や製法・品質データの補充など、当社の経験を活かせる開発推進及び申請のための助言や支援は、引き続き行ってまいります。

図表5 開発の流れと収益モデル（バイオ新薬事業）



（注）各開発ステージにおける年数は、一般的なバイオ新薬開発における所要年数であります。

図表6 事業系統図（バイオ新薬事業）



ロ 収益モデル（図表5）

バイオ新薬事業における収益モデルは、主に、研究開発段階において、共同研究開発契約を締結し、当社のノウハウなどを製薬企業に提供することで得られる役務収益と、特許実施権を製薬企業にライセンスアウトすることで得られる収益があります。ライセンスアウトによる収益は、契約一時金、開発の進捗に応じたマイルストーン契約金及び上市後のロイヤリティーからなります。

ハ ターゲットの選定方針

バイオ新薬のターゲットの選定においても、バイオ後続品事業と同様に、想定される市場規模と収益性を考慮しますが、新薬の開発は原則として特許を確保して進めることから、競合などはそれほど重要な要素ではなく、むしろ、新薬の研究開発リスクは非常に高いことから、作用メカニズムなどから判断して対象疾患におけるニーズの有無が最も重要であると考えております。医薬品としてのニーズ、有効性及び安全性を示すことにより、有利な条件で製薬企業にライセンスアウトすることができます。

(5) 主な開発品の状況

当社の事業基盤はバイオ医薬品(バイオ新薬及びバイオ後続品)の研究開発であります。その中で最も早く事業化可能で収益が望めますのはバイオ後続品であります。バイオ後続品の申請・承認は、これまでの低分子化合物のジェネリック医薬品と大きく異なり、製法・品質の検討、非臨床試験及び臨床試験を必要とし、新薬に近い要件が求められています。バイオ医薬品の開発経験を有する製薬企業でないと開発が非常に難しく、参入障壁が高いと言えます。一方、既存バイオ医薬品の薬価が高いことから、バイオ後続品では、低分子化合物のジェネリック医薬品よりも高い収益性が期待できます。そこで、当社は、バイオ新薬研究で培った技術、知識及びノウハウを最大限に活用し、科学的かつ論理的にバイオ後続品の開発を進めてまいります。さらに、当社はバイオ後続品開発において複数の開発品をパイプライン化することで、早期に収益構造を構築し、事業基盤を安定化する方針であります。

また、バイオ新薬の分野では、有効性と安全性が期待できる抗体医薬品を主力開発品とし、さらに、既存の抗体医薬品と異なる分子を標的とすることで、特に希少疾患や難治性疾患を対象とする医薬品の開発を目指します。

なお、当社の主な開発品の状況は以下のとおりであります。

バイオ後続品事業

G-CSF(開発番号: GBS-001、対象疾患領域: がん)

顆粒球コロニー形成刺激因子(G-CSF)は、白血球の一種である好中球の分化・増殖を促進させるほか、骨髄からの好中球の放出を促進したり好中球機能を亢進する作用があります。G-CSFの遺伝子を大腸菌に組み込み、大腸菌に産生させ、精製したG-CSFが、1990年頃から医薬品として世界で使用されております。G-CSF製剤は、がん化学療法による副作用として好中球が減少することで起きる免疫力低下(感染症の重症化など)への対処時あるいは骨髄移植時の好中球数の増加促進などに使用されています。2005年8月にその物質特許の期間は満了となっており、欧州では既にG-CSFのバイオ後続品が承認され、販売されていますが、日米では未だG-CSFのバイオ後続品は販売されておられません。

当社は、日本のバイオ後続品のガイドラインに沿って、日本で最初にG-CSFの製造販売承認を取得すべく、富士製薬工業㈱と共同開発を進めてまいりました。平成23年12月26日に富士製薬工業㈱と持田製薬㈱により国内での製造販売承認の申請が行われ、平成24年11月21日に承認されました。

今後、当社は富士製薬工業㈱に対して当該医薬品の原薬を安定的に供給し、富士製薬工業㈱と持田製薬㈱が2ブランド2チャンネルで販売することになります。一方、G-CSFの産生細胞は韓国の東亜製薬㈱から導入しており、上市後は同社にロイヤリティーを支払うことになっております。

バイオ新薬事業

抗 9 インテグリン抗体(開発番号: GND-001、対象疾患領域: 免疫疾患、がん)

インテグリン分子群は、免疫疾患、骨疾患、がん転移などに関与しているタンパク質群であり、インテグリン分子群に属する 9 インテグリンが骨のオステオポンチンと結合すると、様々な炎症が惹起されるなどの事実が明らかにされております。

これらの知見から、9 インテグリンとオステオポンチンとの結合を阻害することができれば、免疫疾患の治療に有効であると考えられます。さらに、がんは対象疾患として大きな目標であることから、引き続き研究を進める考えであります。

当社は、北海道大学遺伝子病制御研究所の上出利光教授との共同研究から、9 インテグリンとオステオポンチンとの結合を阻害する 9 インテグリンに対する抗体を既に作製し、本抗体の独占的開発、製造及び販売権を科研製薬㈱に譲渡し、その対価として平成19年7月に契約一時金を受領しております。当社は今後、開発の進捗に応じてマイルストーン契約金を、上市後にはロイヤリティーを受領する予定であります。

《用語解説》

[9 インテグリン]

細胞接着分子であるインテグリン分子群の一つで、炎症細胞の働きに関わると言われている。

[GLP試験]

厚生労働省令で定められた医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準がGLP（Good Laboratory Practiceの略）であり、これに従って行われる試験をGLP試験という。

[GMP]

厚生労働省令で定められた医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準であり、Good Manufacturing Practiceの略。

[オステオポンチン]

骨基質に存在するタンパク質で、インテグリンとの結合を介して、骨系細胞の分化誘導や機能発現に重要な役割を果たす。

[基礎研究]

病気の要因を特定する研究やそれを治療できる医薬品の種を探し出す研究のこと。

[原薬]

薬効成分の原料を原薬と呼び、原薬に添加剤を加え、製剤とすることにより、医薬品となる。

[亢進]

生化学や薬学分野において、分子の機能などが「高まる」ことの意味で使われる。

[抗体]

体内に異物が侵入した際に、それを無毒化又は体外へ強制的に排出するために白血球細胞で作られるタンパク質であり、異物である抗原という特定の物質のみに結合する機能を持つ。

[好中球]

白血球の一種で、炎症部に集合し、細菌、真菌などの異物を貪食、殺菌、分解し、生体を防御する。

[産生細胞]

目的のタンパク質や抗体を大量に効率よく作り出す能力を持った（あるいは遺伝子工学によってそのような能力を持たせた）細胞のことを言い、それを大量に培養し、抽出・精製することを経て、バイオ医薬品が製造される。

[シーズ]

医薬品の種（seeds）のこと。

[ジェネリック医薬品]

特許期間が満了になった医薬品と同じ成分の医薬品は、動物やヒトでの薬効や毒性はその成分で検証されているので、簡単な品質試験と血中濃度での同等性を証明することで承認される。このような医薬品をジェネリック医薬品と呼ぶ。

[上市]

医薬品として承認され、実際に市販されること。

[低分子医薬品]

通常、化学合成で作製される分子量が数千以下の医薬品のこと。

[低分子ヘパリン・トリエタノールアミン]

古くから血栓を抑える薬として使われているヘパリンは、分子サイズが大きく、静脈注射でしか使えないなどの制約があったが、近年は皮下注射が可能で投与頻度が少なくて済む分子サイズが小さい低分子ヘパリンが使われるようになっている。このような低分子ヘパリンの一種である低分子ヘパリン・トリエタノールアミンは、皮膚吸収が期待できることから、さらなる適応の拡大が考えられる。

[バイオ医薬品]

バイオテクノロジーを応用した医薬品のこと。

[バイオ後続品]

既に販売承認を与えられているバイオ医薬品と同等 / 同質の医薬品のこと。

[バイオ新薬]

バイオ医薬品の新薬のこと。

[バイオベター]

既存のバイオ医薬品に化合物の修飾などの改良を加え、治療上の価値を高めたバイオ医薬品のこと。

[パイプライン]

石油・天然ガスなどの流体を長距離にわたって輸送するためのパイプと同様に、絶え間なく医薬品の創出ができるように開発品が整っている様を指し、開発品のリストを研究開発パイプラインと呼ぶ。

[非臨床試験]

ヒトで実施できない試験を動物で行うことを非臨床試験と言い、薬効を調べる薬理試験、薬の体内動態を調べる薬物動態試験及び毒性を調べる毒性試験からなる。

[ファブレス型企業]

自社で製造設備などを持たない企業のこと。

[ブロックバスター]

従来の治療体系を超える薬効を持ち、全世界での年間売上が10億ドルを超える新薬に対して用いられることが多い。

[ユーザビリティ]

製品の最終ユーザー（医療現場や患者）における使い勝手のこと。

[ライセンスアウト]

知的財産権の実施権や物品・技術の使用・販売権などを製薬企業等に許諾し、対価（ロイヤリティーなど）を得ること。

[ライセンスイン]

知的財産権の実施権や物品・技術の使用・販売権などを譲り受け、対価（ロイヤリティーなど）を支払うこと。

[臨床試験]

非臨床試験での有効性及び安全性の結果を踏まえ、ヒトでの医薬品の効果を調べる試験のこと。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
8 (-)	46.8	4.7	4,951,181

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当事業年度における我が国経済は、2011年3月に発生した東日本大震災からの復興に向けて経済活動の一部で回復傾向が見られましたが、原発事故や電力の供給不足による不安の拡大に加え、欧州の債務危機や米国景気の低迷による円高の進行、タイでの大規模な洪水の発生などにより海外での不確実性が高まり、依然として先行き不透明な状況が続きました。

一方、当社が業を営む医薬品業界を世界的に概観すると、新たな医薬品を生み出す技術革新も壁に直面し、同時に2010年頃より大型医薬品が特許期間の満了を迎え、新薬が枯渇する状況になっております。また、制度面では日米欧の先進国において医療費が増加し、国家財政に大きな影響を与えております。そこで、グローバルな大手製薬企業は、即効性のある中小の製薬企業やバイオベンチャー企業の買収あるいはバイオ後続品開発への参入などの施策を行ってきており、大きな変動の時期を迎えております。日本国内でも同様に、大手製薬企業が海外製薬企業やバイオベンチャー企業を買収する動きもあり、また、国の医療費抑制策からジェネリック医薬品の使用が後押しされて、ジェネリック製薬企業はもとより中堅製薬企業も新たに参入するなど、先進各国と同様の状況になっております。

しかしながら、このような状況は、大手製薬企業のシーズ開拓の促進やジェネリック医薬品の市場拡大につながるものと考えております。さらに、グローバル経済の中で成長してきた新興国が、医薬品の新しい市場を形成してきております。これは、遅ればせながら、日本の製薬業界がグローバルな動きに晒される変動の時代に突入したものと考えられます。

このような状況の下、当社は、バイオ新薬開発はもちろんのこと、バイオ後続品の開発にも注力しております。当事業年度は、早期のアライアンス形成を目指し、かつ、経費及びリスクの低減を図ってまいりましたが、主にG-CSF関連の研究開発費の発生により、研究開発費は264,667千円（前年同期比76.5%増）となりました。

バイオ後続品事業におきましては、G-CSF関連をはじめとする売上が計上されたことから、売上高は207,089千円（前年同期比89.6%増）となりました。

バイオ新薬事業におきましては、特筆すべき売上は計上されておらず、売上高は35千円（前年同期比46.2%減）となりました。

これらの結果、売上高は207,124千円（前年同期比89.5%増）、営業損失は316,354千円（前年同期は273,177千円の営業損失）、経常損失は317,602千円（前年同期は274,877千円の経常損失）、当期純損失は320,992千円（前年同期は277,646千円の当期純損失）となりました。

当第3四半期累計期間（自平成24年4月1日至平成24年12月31日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、震災復興需要等を背景に回復を目指しながらも、欧州債務危機、近隣国との関係悪化などが重なり沈滞した状況にありました。しかし、11月に衆議院が解散、12月の選挙において自由民主党が圧勝し、この過程で発信された安倍総裁のアベノミクス発言が円安株高の流れを起こしたことで、久しぶりに景気に対する期待感が漂う状況になっております。

一方、医薬品業界を概観すると、iPS細胞の研究に対して京都大学山中教授がノーベル賞を受賞した影響もあり、今後の成長戦略分野として期待感が出てきております。また一方では、年々増加する国民医療費を如何に抑制するかなどの課題について検討が急がれております。このため、ジェネリック医薬品を普及させるための一段の取組みが必要と思われますが、参入障壁が低い従来型のジェネリック医薬品の普及促進だけでは効果が低いことから、当社では、高度医療に用いられるバイオ医薬品のジェネリック（バイオ後続品）を手掛け、その一翼を担っております。その成果として、平成24年11月21日には、当社開発品でありますバイオ後続品G-CSFが製造販売承認を取得いたしました。

このような中で、当社はG-CSF関連の売上に加えて役務収益を着実に計上する一方、効率的な研究開発に努めてまいりましたが、G-CSFの承認に伴う東亜製薬㈱へのマイルストーン契約金の支払いにより研究開発費が増加いたしました。また、東京証券取引所マザーズへの上場に伴う費用が営業外費用に計上されております。

これらの結果、売上高は40,901千円、営業損失は285,046千円、経常損失は299,699千円、四半期純損失は302,242千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ15,928千円減少し、285,534千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により減少した資金は362,164千円（前年同期は264,778千円の減少）となりました。これは主に、仕入債務の増加47,730千円があったものの、税引前当期純損失317,602千円及び売上債権の増加94,221千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により減少した資金は435千円（前年同期は421千円の減少）となりました。これは、無形固定資産の取得による支出380千円及び差入保証金の差入による支出55千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により増加した資金は346,672千円（前年同期は506,079千円の増加）となりました。これは、第三者割当増資による資金調達によるものであります。

（注）用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度及び当第3四半期累計期間における生産実績は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
	生産高(千円)	前年同期比(%)	生産高(千円)
バイオ後続品事業 (千円)	91,129	105.5	-
原薬等販売収益 (千円)	91,129	105.5	-
合計 (千円)	91,129	105.5	-

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

現在、当社には上市された医薬品はなく、研究開発段階での売上しか計上されておりませんので、その不確実性を鑑み、記載を行っておりません。

(3) 販売実績

当事業年度及び当第3四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
バイオ後続品事業 (千円)	207,089	189.6	40,901
原薬等販売収益 (千円)	190,339	177.5	30,350
役務収益 (千円)	16,750	837.5	10,551
バイオ新薬事業 (千円)	35	53.8	-
役務収益 (千円)	35	53.8	-
合計 (千円)	207,124	189.5	40,901

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 最近2事業年度及び当第3四半期累計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
富士製薬工業(株)	106,300	97.3	-	-	1,250	3.1
長瀬産業(株)	-	-	185,949	89.8	29,100	71.1
東和薬品(株)	-	-	-	-	8,501	20.8

(注) 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) バイオ新薬の開発

バイオ新薬事業では、ライセンスアウト先が望むデータを揃え、ネットワークやビジネスチャンスを最大限に活用して、早期にライセンスアウトを実現させることが重要であると考えております。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

抗 9 インテグリン抗体(開発番号: GND-001、対象疾患領域: 免疫疾患、がん)への取組み

本開発品については、既に科研製薬㈱へライセンスアウトしておりますが、当社は引き続き同社との共同研究を進めながら、商業化に向けた大量生産の製法開発や対象とする疾患を絞り込むための研究を進め、2013年度中には産生細胞の樹立の目途をつけることを目標にしております。

一方、当社は国内外の開発権を有しておりますので、海外でグローバル展開を加速するためには欧米の製薬企業との提携についても積極的に検討する必要があります。よって、当社は同社を支援し、早期に海外展開できる提携先を確保したいと考えております。

低分子ヘパリン・トリエタノールアミン(開発番号: GND-006、対象疾患領域: 循環系疾患)への取組み

ヘパリンは、抗凝固作用を有することから、抗血栓薬として用いられており、巨大マーケットを形成しております。動物実験において局所的抗血栓剤としての効果は確認済みですので、その薬効データを客観的に訴求するために引用論文も作成してまいります。

ライセンスアウトの推進については、既存のヘパリン製剤とは異なる投与経路による差別化を強調できる提案資料などを準備し、日米欧の製薬企業へのライセンスアウト交渉を開始いたします。

(2) バイオ後続品のパイプライン拡充

バイオ後続品については、ブロックバスターのバイオ医薬品が増加するとともに特許期間の満了を順次迎えることから、大きな市場が見込まれております。当社は、G-CSFの開発において培った経験とノウハウをさらに発展させることで、バイオ後続品のさらなる拡充が可能であると考えております。新規バイオ後続品の拡充に取り組むことは、当社が継続的に企業価値を高めていくために重要であることから、目的が合致する製薬企業と早期に提携関係を構築し、経営資源を集中して効率的な開発を心掛けてまいります。今後は、バイオ後続品市場も競争の激化が見込まれることから、コスト及び製品競争力などを鑑みて、開発品目を選定していくことも重要であると考えております。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

G-CSF(開発番号: GBS-001、対象疾患領域: がん)への取組み

当社は、世界で通用するG-CSFのバイオ後続品を開発いたしましたので、米国などの市場においてビジネスチャンスがあると考えております。平成24年11月の国内での承認をもって、世界的大手製薬企業やジェネリック企業への導出交渉を行い、2013年度中の契約締結を目標にしております。

バイオベターへの取組み

当社が開発、製造するG-CSF原薬は、G-CSFを修飾することで投与回数を少なくするなど、高付加価値を付与したバイオベターの原料としての活用が考えられます。

そこで、G-CSFのバイオベターであるPEG-G-CSFの研究開発に着手し、また、G-CSFと同様に早期に最適な共同研究開発体制を構築し、海外の特許が満了となる2015年に申請できるよう、2013年までには共同研究開発先との契約締結を目標にしております。

製品の競争優位性の確保

バイオ後続品は、原薬の品質とコストが重要課題になりますが、製品の使い勝手(ユーザビリティ)が市場優位性を左右いたします。そこで、当社では、原薬製造の供給体制及びコストに関わる製造委託先との製法開発に注力し、さらに、製剤においても医療現場や患者の使い勝手に優れた製品を目指し、デバイス企業などと共同研究開発体制を築き取り組んでまいります。

バイオ後続品の選定

バイオ後続品の開発は、売上上位のブロックバスターが注目されますが、当然ながら競合先も多くなります。そこで、ブロックバスターではあるがそれほど注目されていないバイオ医薬品もあることから、このような競争原理が働きにくいニッチ的なバイオ医薬品を選定し、それらのバイオ後続品についても積極的に開発していく所存であります。

(3) 提携による事業推進とバリューチェーンの構築

当社は、成長著しいバイオ医薬品の開発に注力し、がん領域や自己免疫疾患など治療薬がない疾患を対象とするバイオ新薬の開発に取り組んでまいります。しかしながら、当社の経営資源には限りがあることから、経営資源を補完し得る企業と提携して事業推進を図る必要があります。

一方、バイオ後続品の開発において、当社は韓国企業をはじめとする提携先のネットワーク網が充実しており、製造委託先についても、密接な人的交流により、ネットワークの形成と充実を図っております。また、世界的大手製薬企業がバイオ後続品にも取り組み始めておりますので、差別化できる製剤などの提案を行い、世界的大手製薬企業とのアライアンスを締結していく必要があります。さらに、バイオ後続品を中心にネットワークの構築を鋭意進めており、各バイオ後続品の開発を具体化させるべく、対外的交渉を積極的に進めております。今後、これらのバイオ後続品を開発するために必要な契約などを整備し、開発の具体化と加速を図ってまいります。

以上のように、当社はバイオ新薬及びバイオ後続品の両面において積極的に対外的交渉を実施し、提携による事業推進とバリューチェーンの構築を図ってまいります。

(4) ネットワークの強化

提携による事業推進とバリューチェーンの構築を円滑かつ迅速に進めるためには、社外とのネットワークをより積極的に構築し、情報集約力を高め、ネットワーク内の経営資源を有効に組み合わせることで最大のシナジーが得られるよう、当社がリーダーシップを発揮することが重要であると考えております。

また、ファブレス型のベンチャー企業であることの強みを活かし、ネットワーク内の経営資源を最適に組み合わせ、単独では解決することが難しい課題に対して迅速かつ積極的に提案し、課題解決を図ってまいります。

(5) コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社が円滑に社外ネットワークを構築していくためには、当社の社会的信用を維持・向上させていくことが重要であると認識しております。当社の取引先の多くは上場企業など社会的信用のある会社や公的研究機関であり、対等な取引関係を維持していくためには、当社にも相応の社会的信用が必要になります。

このような観点から、当社は小規模組織ではありますが、十分な信頼が得られるよう内部管理体制の強化を図ってまいります。また、コーポレート・ガバナンスを構築し、全てのステークホルダーのニーズに対して組織的かつ確に対応できるよう、経営の透明性を高めてまいります。また、内部統制の強化についても、経営の効率化に留まらず、コンプライアンス体制を強化し、経営の健全化に努めてまいります。

(注) 用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも重要なリスクとは考えていない事項及び具体化する可能性が必ずしも高くないと想定される事項についても、投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、以下の記載のうち、予想、見通し、方針等、将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内包しているため実際の結果とは異なる可能性があることにご留意下さい。

1．法的規制等に関する事項

(1) 許認可等に関するリスク

当社は、原薬などの販売に当たり薬事法等関連法規の規制を受けますが、これらについて法令違反があった場合、あるいは必要とされる資格を保有する人材が離職しその補充ができない場合には、監督官庁から業務の停止や許認可の取消し等の処分を受けることになり、当社の経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。なお、本書提出日現在において、業務の停止や許認可の取消し等の処分を受ける原因となる事由は発生しておりません。

主な許認可等の状況

許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	取消し等となる事由
医薬品販売業許可	東京都	東京都知事許可 (0302081244)	平成27年3月1日 (6年ごとの更新)	薬事法、その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき、薬事法第75条第1項により、その許可が取り消され又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じられることがある。

(2) 医薬品の研究開発における薬事法その他の規制に関するリスク

当社が業を営む医薬品業界では、研究、開発、製造及び販売のそれぞれにおいて、国内外の薬事法、薬事行政指導、その他関係法令等により様々な規制を受けております。

当社は、日本国内の市場に留まらず欧米を含む国外の市場もターゲットとして、各開発品の研究開発を進めておりますが、これらの開発品を医薬品として上市させるためには、各国の薬事法等の諸規制に準拠して製造販売承認の申請を行い、承認を取得することが必須となります。このため、臨床試験等において、医薬品としての品質、有効性及び安全性を示すことができない場合には、承認を取得することができず、上市できなくなり、当社の事業計画に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、現在の薬事法においては、原薬の外部委託製造が可能となっておりますが、今後このような外部委託製造に関する規制や海外品の輸入等に関する規制が改定された場合、当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 医療制度改革の影響に関するリスク

我が国では、医療費の抑制を目的として、薬価改定を含む数々の医療制度改革がこれまで実施されてきており、今後の高齢化社会を見据えた場合、今後もこの方針は継続されるものと考えられます。現在、当社には上市されている医薬品がないことから、これらの影響を受けておりませんが、将来的に当社の開発品が上市された場合には、当該医薬品の薬価が影響を受け、当社が製薬企業に販売する原薬の販売価格にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

2. 医薬品開発事業に関する事項

(1) 医薬品開発事業全般に関するリスク

医薬品開発の分野では、世界各国の製薬企業に加え、当社を含む創薬ベンチャー企業などが技術革新の質とスピードを競い合っております。また、医薬品の基礎研究、開発から製造及び販売に至る過程では、各国における諸規制に従うことから、長期間にわたり多額の資金を投入せざるを得ません。このため、各開発品の研究開発には多くの不確実性が伴い、当社の現在及び将来における開発品についてもこのようなリスクが内在しております。当社は、研究開発段階から収益が得られるビジネスモデルを構築するとともに、各開発品の研究開発リスクの分散を図っておりますが、期待どおりの収益が得られる契約が締結できる保証はありません。このような場合には、当社の事業計画や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 医薬品の有用性及び安全性に関するリスク

当社は、「大学発ベンチャーであることの公共性に準じ、利益の追求に留まらず、希少疾患や難治性疾患を対象とする医薬品開発により、人々のクオリティ・オブ・ライフを向上させ、社会に貢献する」という経営理念のもと、医療ニーズに応えるべく、医薬品の研究開発を行っております。医薬品の研究開発では、基礎研究段階から製造販売承認の取得に至るまで、様々な開発過程を段階的に進めていく必要があり、それぞれの段階において研究開発の続行可否が判断されます。このため、期待する臨床効果が確認できない場合や予期せぬ副作用が発生した場合など、医薬品としての有用性及び安全性が確認できない場合には、研究開発が中止されることとなります。当社の開発品において研究開発が続行できなくなった場合には、当社の事業計画に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新規開発品の創出に関するリスク

当社は、社外との提携関係を積極的に構築することで、新規開発品の探索及び創出を図ることについても重要な事業戦略としております。しかしながら、これらの活動により、新規開発品の探索及び創出が確実にできる保証はありません。このため、何らかの理由により、新規開発品の探索及び創出活動に支障が生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 研究開発費が多額であることに関するリスク

当社の平成24年3月期における販売費及び一般管理費に占める研究開発費の比率は61.2%であり、会社規模に比して多額の研究開発費を計上しております。今後においても、既存開発品の推進及び新規開発品の獲得のために、研究開発投資を行う方針であります。特に、バイオ後続品については、既存バイオ医薬品の特許切れの時期に合わせて上市できるよう研究開発に着手することが重要であり、タイムリーな研究開発投資が必要になります。当社は、これらの開発品の将来性と財務基盤の安定性を両立しながら慎重かつ積極的に研究開発投資を行う方針であります。予定していない研究開発費の増加により、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 研究開発に内在する進捗遅延に関するリスク

当社は、研究開発型企業として自社単独での研究開発を推進しつつ、社外との提携関係を構築することで効率的な研究開発の推進を図っております。

しかしながら、当初計画したおりの研究開発結果が得られない場合、各種試験の開始又は完了に遅延が生じた場合、提携先との契約等により当社単独で研究開発を進めることができない場合あるいは医薬品としての製造販売承認の取得が遅れる又は制限される可能性は否定できません。当社は、このような事態を極力回避すべく、各開発品の進捗管理及び評価を適時に行い、各開発品の優先順位付け、投下する経営資源の強弱の変更あるいは一時中断の決定などの対応を図っております。このように、当社は研究開発費が大きく増加するリスクを低減しておりますが、研究開発が計画どおりに推移しない場合には、当社の事業計画並びに財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 医薬品業界における競合に関するリスク

近年の医薬品業界は、国内外の製薬企業、バイオ関連企業、研究機関などが激しく競争しており、技術革新が急速に進む環境下にあります。このため、これらの競合先との競争の結果により、当社がライセンスアウトした開発品あるいは研究開発中の開発品が市場において優位性を失った場合には、研究開発の中止を余儀なくされるおそれがあります。また、当社の開発品がいち早く上市できた場合であっても、これらの競合先が優位性のある製品を市場に投入してきた場合には、当社の市場シェアが奪われるなど、当社の事業計画及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 国内外の大手製薬企業等の参入に関するリスク

近年の国内外における医療費抑制策の中で、ジェネリック医薬品市場の拡大傾向は今後も持続するものと考えられております。このため、国内外の大手製薬企業等が日本のジェネリック医薬品市場に積極的に参入してくることも考えられます。当社が事業領域とするバイオ後続品については、低分子化合物のジェネリック医薬品に比べて豊富な知識、経験及びノウハウが求められることから、参入障壁は比較的高いものと認識しております。しかしながら、国内外の大手製薬企業等も、バイオ後続品の世界市場が非常に大きいことから、巨額の研究開発費を投じて参入を強化する可能性があります。その結果、バイオ後続品の開発において国内外の大手製薬企業等に先行された場合には、当社の事業計画及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

3. 収益モデルに関する事項

(1) 収益の変動に関するリスク

現在、当社には安定的な収益を計上できる上市された医薬品はなく、過去の売上高は研究開発段階において発生した収益であります。このため、過去に計上した売上高の水準が維持される保証はなく、今後の事業活動において収益が得られない場合には、売上高が大きく減少し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 収益計上に関するリスク

医薬品の基礎研究開始から上市に至るまでには長い年月を要することから、研究開発の成果が事業収益として計上されるまでには長期間を要します。また、医薬品開発の成功確率はそれほど高くなく、上市に至らないケースも多いため、最終的に事業収益が計上されない可能性もあります。また、当社は臨床開発段階から製薬企業と提携し、その製薬企業が臨床試験を実施いたします。このため、臨床試験は提携先の製薬企業に依存し、当該提携先において順調に臨床試験が進まない場合など、当社が制御し得ない要因が発生した場合には、当該医薬品の開発が遅延あるいは中止となる可能性があります。

一方、研究開発が順調に進捗して上市に至った場合であっても、当該医薬品が市場において評価されず、当初計画していた収益を計上できない可能性があります。

当社は、研究開発段階から収益の計上方法を多様化することにより、各開発品の収益計上リスクの分散を図っておりますが、研究開発を行ったにもかかわらず、期待どおりの収益が計上できる保証はありません。このような場合には、当社の事業計画や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 科研製薬(株)との契約に関するリスク

当社は、科研製薬(株)に対して抗 9 インテグリン抗体をライセンスアウトしておりますが、当該開発品については、同社における経営環境の変化や経営方針の変更など当社が制御し得ない要因によって、中断あるいは中止となる可能性があります。当社は、このような事態が発生した場合、他の製薬企業などとの新たな提携関係を構築するなどして、事業計画への影響を最小限に留めるための施策を講じる方針ではありますが、これらが適時に実現されない場合には、当社の事業計画及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 富士製薬工業(株)との契約に関するリスク

当社は、富士製薬工業(株)との間でG-CSF製剤に関する売買基本契約書を締結しておりますが、何らかの理由により当該契約が解除された場合には、当社の事業戦略や事業計画に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) G-CSFの販売に関するリスク

当社の開発品であるG-CSFが上市に至った場合、富士製薬工業(株)と持田製薬(株)の2社で販売を行うことが予定されております。このため、何らかの理由により、いずれかの企業が販売に支障をきたした場合には、当該医薬品の売上減少に伴い当社の原薬売上が減少し、当社の事業計画及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 東亜製薬㈱との契約に関するリスク

当社は、東亜製薬㈱との間でG-CSFに関するライセンスイン契約を締結しております。本契約では、一定の使用期間は保証されているものの、当該期間経過後における更新は任意であるため、同社における経営環境の変化や経営方針の変更などにより更新を拒絶される可能性があります。このため、当社が使用を予定していた期間より短い期間で収益機会を喪失する可能性があり、このような場合には当社の事業計画及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

4. 事業推進体制に関する事項

(1) 提携関係に関するリスク

当社は、研究開発の各段階において、販売を行う製薬企業などとの広範な提携関係を構築することで、固定費の増加を回避しつつ専門性の高い社外の技術力を活用し、戦略的かつ柔軟に研究開発を推進しております。しかしながら、計画通りに提携関係が構築できなかった場合、提携関係に変更が生じた場合あるいは提携関係が解消された場合には、当社の事業計画に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) 小規模組織であることに関するリスク

当社の人員は、本書提出日現在、取締役4名、監査役3名（非常勤監査役2名を含む。）、従業員8名であります。当社の研究開発の特長は、社外との提携関係を構築することで、固定費を抑えつつ効率的に事業を推進することにあります。このため、少人数による組織体制が適しておりますが、今後積極的に開発品の拡充を図るためには、人員の増強が必要になるものと考えております。しかしながら、想定通りに人材の確保ができない場合あるいは人材の流出が生じた場合には、研究開発の推進や社外との提携関係の構築に支障が生じ、当社の事業計画や経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

また、事業の拡大に伴い、内部管理体制の強化も必要になってまいります。この点においても研究開発と同様に少人数の組織であるため、想定通りに人材の確保ができない場合あるいは人材の流出が生じた場合には、内部管理体制の質の低下を招き、当社の社会的信用を損なう可能性があります。

(3) 少数の事業推進者への依存に関するリスク

当社は小規模組織であるため、事業戦略の推進は各部門の責任者に強く依存する傾向があります。当社は、今後も優秀な人材の確保及び教育に努めてまいります。人材の確保及び教育が想定どおりに進まない場合あるいは人材の流出が生じた場合には、当社の事業戦略の推進に支障をきたす可能性があります。

また、社外との提携関係の構築を前提とする当社のビジネスモデルにおいては、製薬企業や研究機関などとの広い人脈を有する代表取締役社長河南雅成の業務の遂行が中心的な役割を担っております。当社は、少数の事業推進者に過度に依存しない体制を構築すべく経営組織の強化を図っておりますが、当面は同氏への依存度が比較的高い状態で推移することが見込まれます。このため、何らかの理由により同氏の業務の遂行が困難となった場合には、当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 大学との共同研究に係る費用負担に関するリスク

当社は、医薬品シーズの探索を目的として、北海道大学をはじめとする複数の大学との共同研究を行っておりますが、共同研究に係る費用の一部については当社が負担しております。また、共同研究の進捗状況に応じて、追加的な費用を負担する場合があります。

当社は、今後も大学との共同研究に積極的に取り組む方針であり、相応の共同研究費を負担する予定であります。共同研究に係るテーマなどの状況により、当社が予定していない費用負担が発生することになった場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 研究所の使用に関するリスク

当社は、北海道大学と共同研究を実施しており、同大学の研究室の一部を当社研究所として賃借しております。このため、共同研究契約の終了など何らかの理由により、同大学の研究室の使用ができなくなった場合には、当社研究所の移転を余儀なくされ、追加的な設備投資や賃借料の発生などによって、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) ファブレス型経営に関するリスク

当社は、ファブレス型企业であることから、医薬品開発に伴うGLP試験やGMPに基づく原薬などの製造を受託企業に委託しております。このため、当該委託先において一定の信頼性や品質を有する対応が困難となり、代替先への製造移管を速やかに行うことができない場合には、当該開発品の研究開発に遅れが生じたり、研究開発自体が中止となることで、当社の事業計画に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、当該開発品の上市后、原薬などを安定供給することが必要となりますが、製造委託先が商業用規模での安定供給に支障をきたし、代替先への製造移管を速やかに行うことができない場合には、当該医薬品の販売開始の遅延や市場への供給不足が発生し、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

5. 知的財産権に関する事項

(1) 知的財産権に関するリスク

当社は、事業活動の中で様々な知的財産権を使用しておりますが、これらは当社の権利及び当社が権利出願中のもの、社外から適法に使用許諾を受けたもの、あるいは特許権が期間満了に至ったものであると認識しております。

しかしながら、当社が出願中の特許等の全てが成立する保証はありません。また、特許等が成立した場合でも、当該特許等を超える優れた技術の台頭により、当社の特許等に含まれる技術が淘汰される可能性もあります。このような場合には、当社の競争力が失われ、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

一方、本書提出日現在において、当社の事業活動について第三者との間で知的財産権に関する紛争が生じた事実はありません。また、当社は今後発生し得る紛争を未然に防止するため、社内において、あるいは弁護士や弁理士を通じて特許調査を適宜実施しておりますが、万が一当社が第三者の特許等を侵害していた場合、当該第三者から差止請求や損害賠償請求を受け、高額な許諾料を請求されるなど、当社の事業活動並びに財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、第三者が当社の特許等を侵害する場合には、権利保全のために必要な措置をとるなど、その解決のために多大な費用と時間を要する可能性があります。

(2) 特許の確保に関するリスク

当社が職務発明の発明者から特許を受ける権利を譲り受けた場合、当社は当該発明者に対して特許法第35条第3項に定める相当の対価を支払わなければなりません。これまでも対価の支払いについて発明者との間で問題が生じたことはありませんが、将来的に権利の対価の相当性について紛争が生じる可能性を否定することはできません。これらの紛争により、発明者に追加の対価を支払わなければならない場合には、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 権利者からの契約解除等に関するリスク

当社の開発品の中には、第三者からライセンスインした権利をベースとして研究開発を進めるものもあります。当社は、当該ライセンス契約に定める諸条件に従って、開発品を製品化する努力義務を負っております。ライセンス契約に定める諸条件の全てを当社が満たすことができるかどうかについては、多くの要因に依存しており、これらの中には当社が制御不能な要因も含まれております。このため、将来的に当社がライセンス契約の解除条項に抵触し、権利者から権利の許諾を受けられなくなった場合には、当社の事業計画並びに財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

6. 業績等に関する事項

(1) 財政状態及び経営成績に関するリスク

当社は研究開発型企业であるため、開発品が安定的に収益計上できるようになるまでは研究開発費が先行して計上されますので、現時点では利益を計上することができておりません。当社は、早期の黒字化を目指しておりますが、事業計画が想定通りに進捗しない場合には、黒字化の時期が遅れたり、繰越利益剰余金がマイナスからプラスに転じる時期が遅れる可能性があります。

(2) 税務上の繰越欠損金に関するリスク

当社は本書提出日現在において、税務上の繰越欠損金を有しており、現在は所得を課税標準とする法人税、住民税及び事業税が課されております。しかしながら、当社の業績が順調に推移することで繰越欠損金を上回る課税所得が発生した場合は税制改正に伴い所得を課税標準とする法人税、住民税及び事業税が発生した場合には、計画している当期純利益又は当期純損失並びにキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定の販売先への依存に関するリスク

現在、当社の販売先は少数の製薬企業等に限定されており、特定の販売先への売上依存度が非常に高い状態にあります。

当社は新規販売先の開拓を進めることで、特定の販売先への売上依存度の引き下げを図る方針ですが、新規販売先の開拓が想定通りに進まない可能性があります。また、現在契約を締結している販売先との契約解消等が生じた場合には、当社の経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

(4) 株式上場時の調達資金の使途に関するリスク

株式上場時の調達資金については、主にバイオ後続品のパイプライン拡充のための研究開発投資に充当する予定であります。当社は、投資効率に十分留意しながら研究開発投資を行う方針ですが、これらの開発品が継続的に収益を生み出すようになるまでには長期を要する一方で、研究開発に係る成果が得られない場合もあります。このような場合、調達資金が投資家の期待する成果に結びつかない可能性があります。

(5) 資金調達に関するリスク

当社は研究開発型企業であるため、先行投資としての研究開発資金を必要としますが、当社が業を営む医薬品業界の特質として、研究開発投資がリターンを生み出すまでの期間が長く、これに伴うリスクも高いと考えられております。このため、安定的な収益基盤を確立するまでの間は、間接金融による資金調達は難しく、増資を中心とした資金調達を行う方針であります。その場合には、当社の発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、機動的な資金調達が困難な場合には、研究開発を継続することができなくなる可能性があります。

(6) 配当政策に関するリスク

当社は、創業以来配当を実施しておらず、本書提出日現在においても、会社法の規定上、配当可能な状態にはありません。当面は早期の黒字化を目指し、内部留保による財務体質の強化及び研究開発活動への再投資を優先する方針であります。一方で、株主への利益還元についても重要な経営課題として捉え、財政状態及び経営成績を勘案しつつ配当の実施を検討してまいります。しかしながら、利益計画が想定通りに進捗せず、今後も安定的に利益を計上できない状態が続いた場合には、配当による株主還元が困難となる可能性があります。

(7) 新株予約権に関するリスク

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、当社取締役、当社使用人及び社外協力者に対して新株予約権を発行することを、株主総会において決議したものであります。

これらの新株予約権の目的となる株式数（以下、「潜在株式数」という。）は本書提出日現在において90,000株であり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計の4.1%を占めております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、当社は今後も優秀な人材確保のために同様のインセンティブプランを実施する可能性があり、将来付与したストックオプションが行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。さらに、新たなストックオプションに関しては、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号）により費用が計上される場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) ベンチャーキャピタル等の株式所有比率に関するリスク

本書提出日現在において、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合が当社の株式を所有しております。

一般的に、ベンチャーキャピタル等が未上場株式に投資を行う目的は、株式上場後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることとされており、当社の株式を所有するベンチャーキャピタル等は今後その所有する当社株式の一部又は全部を売却することが想定されます。ベンチャーキャピタル等により当社株式が大量に売却された場合、短期的に需給バランスが悪化し、当社株式の株価が下落する可能性があります。

(9) 為替レートの変動に関するリスク

当社は、社外との提携関係の構築をグローバルに展開していることから、海外の取引先との間で外貨建取引を行うことがあります。従来、当社の外貨建取引の件数は少なく、支払サイトも短いことから、過去に多額の為替差損益を計上したことはありません。しかしながら、当社の今後の事業規模の拡大に伴い、外貨建取引の規模が大きくなった場合や支払サイトの長い外貨建取引を行う場合には、為替レートの変動により当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7. その他

(1) 情報流出に関するリスク

当社が研究開発の過程で入手する知見、技術、ノウハウ等には重要な機密情報が多く含まれております。当社は、これらの機密情報が社外に流出しないよう、役職員や取引先との間で秘密保持義務等を定めた契約を締結し、厳重な情報管理に努めております。

しかしながら、役職員や取引先によりこれらが遵守されなかった場合には、重要な機密情報が流出し、当社の事業活動に大きな影響を与える可能性があります。

(2) システム障害等に関するリスク

当社はシステム障害、セキュリティ侵害等を未然に防止するために様々な手段を講じておりますが、ウィルス、権限のないアクセス、自然災害、通信エラーあるいは電気障害などが引き起こす事故が発生する可能性を否定することはできません。システム障害、セキュリティ侵害等が発生した場合、当社が保有する医薬品開発過程における重要な情報が喪失又は流出する可能性があります。データの喪失あるいは機密情報の流出を招いた場合、データ復旧のために金銭的・時間的に多大な負担を余儀なくされたり、特定の開発品の開発の進捗が遅延したり、取引先から損害賠償を請求されたり、当社の社会的信用が失墜して社外との提携関係の構築が難しくなるなど、当社の事業計画の進捗に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 医薬品の品質・副作用に関するリスク

当社が開発に関与する医薬品の安全性に関する情報は、限られた被験者を対象に実施した臨床試験から得られたものであり、上市前に副作用の全てを把握することはできません。当社は、直接医薬品の販売を行う計画はありませんが、上市後に予期せぬ副作用が発生する可能性があります。その場合、製品の回収あるいは販売中止を余儀なくされ、当社の原薬などの販売についても継続することが困難となり、以後の経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

(4) 訴訟等に関するリスク

当社は、コンプライアンス体制の構築に注力しておりますが、製薬企業などから特許等の侵害を理由として損害賠償請求を受けたり、訴訟を提起される可能性があります。また、製造物関連、環境関連、労務関連その他に関する訴訟が提起される可能性もあり、これらの結果、当社の社会的信用が失墜し、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 災害に関するリスク

当社は、事業活動の中心となる事業所を北海道と東京に設けており、地理的なリスク分散を図っております。また、当社は研究開発活動の一部を社外に委託していることから、実質的にはさらに広くリスク分散されているものと考えております。

しかしながら、これらの地域において地震等の大規模な災害が発生した場合には、設備等の損壊やインフラの機能停止などにより、当社の事業活動が影響を受ける可能性があります。

(注) 用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

5【経営上の重要な契約等】

(1) ライセンスアウトに関する契約

契約書名	ライセンス契約書
相手先名	科研製薬㈱
契約締結日	平成19年6月29日
契約期間	契約締結日から本契約に定める全ての特許の満了日まで
主な契約内容	抗 9 インテグリン抗体の全世界における医薬品用途での開発及び企業化のために、特許、ノウハウ、技術及び改良技術の再実施権付独占的实施権を許諾する。 当社は、本契約の締結に伴う契約一時金、臨床試験から上市に至る各段階におけるマイルストーン契約金及び上市后におけるロイヤリティーを受領する。 当社は、本抗体を診断用試薬の用途において開発、使用及び販売する権利を有する。

(2) 原薬販売に関する契約

契約書名	売買基本契約書
相手先名	富士製薬工業㈱
契約締結日	平成25年2月25日
契約期間	G-CSF製剤の製造販売承認取得日（平成24年11月21日）から7年間
主な契約内容	富士製薬工業㈱がG-CSF製剤を日本国内で商業的に製造販売するため、当社は、G-CSF製剤の原薬を継続的・安定的に同社に売り渡し、同社はこれを独占的に買い受ける。

(3) ライセンスインに関する契約

契約書名	ライセンス契約書
相手先名	東亜製薬㈱
契約締結日	平成20年1月21日
契約期間	本契約に定める各地域（日本、米国及び一部地域を除く欧州）での販売開始後10年間（ただし、一方の当事者から更新拒絶の意思表示がない限り、以後1年毎に自動更新）
主な契約内容	G-CSFを産生する細胞及び技術に対する独占的实施権の許諾を受ける。 上記実施許諾により得られたG-CSFの原薬又は製剤を、医薬品用途において使用、製造、販売及び譲渡を行う権利を受ける。 契約一時金、開発段階に応じたマイルストーン契約金及び上市后におけるロイヤリティーを支払う。

（注）用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

6【研究開発活動】

当社は、希少疾患や難治性疾患などの医療領域を対象として、バイオ医薬品（バイオ新薬及びバイオ後続品）を主軸とした研究開発活動を展開しております。

(1) 自社研究開発体制

当社では、事業開発部が研究開発を担当しており、北海道大学遺伝子病制御研究所内に研究所を置き、自社での研究開発体制を整備しております。加えて、東京事務所を拠点として、外部委託先を活用し、効率的かつスピーディーな研究開発を推進しております。

当社の研究開発においては、主にバイオ新薬のシーズ探索を目的として、疾患に関連する物質の特定やその働きを阻害する抗体などの作製を行い、その作用メカニズムなどの分析と評価を行うことに研究開発資源を投入しております。

(2) 共同研究開発体制

当社は、バイオベンチャー企業であることから、限られた人材と要員で事業を推進しております。このため、東京事務所の事業開発部を中心として、早期の段階から、各分野に専門性を有する社外の研究機関や製薬企業などと提携することにより共同研究開発体制を構築し、当社の研究開発費の増加を回避しつつ、必要な社外技術の有効活用を図っております。また、多額の開発費用を要する商業用規模での製法・品質の検討、非臨床試験及び臨床試験の開発段階においては、製薬企業へのライセンスアウトを基本とし、それに伴う共同研究開発契約などにより、マイルストーン契約金や共同研究開発に伴う役務収益が得られる提携関係を構築し、研究開発費の負担の軽減を図っております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(1) 研究開発活動の概要

当事業年度における研究開発費の総額は264,667千円となりました。当社の研究開発費の主な内容は、非臨床試験及び臨床開発に関連する外部委託費、社外からライセンスインした特許やノウハウの実施料、自社における研究材料費、研究員の人件費等であります。

バイオ後続品事業につきましては、既存開発品でありますG-CSFの開発を積極的に推進する一方で、これに続く開発品の拡充を目的として、バイオ後続品に係る情報収集及び評価に注力した結果、当事業年度における研究開発費のうち約9割については、バイオ後続品開発に係るものとなりました。

また、バイオ新薬事業につきましては、科研製薬㈱にライセンスアウトした抗体医薬品に続く開発品を生み出すために、4種類の抗体医薬品、1種類の多糖類医薬品及び1種類の核酸医薬品の研究開発活動を行いました。

(2) パイプラインの状況

当事業年度末における当社のパイプラインの状況は、以下のとおりであります。

バイオ後続品事業	開発研究	臨床第1相	臨床第2相	臨床第3相	申請・審査承認・上市
GBS-001 (がん)	→				
GBS-002 (がん)	→				
GBS-003 (免疫疾患)	→				
GBS-004 (がん)	→				
GBS-005 (免疫疾患)	→				
GBS-006 (循環系疾患)	→				
GBS-007 (眼疾患)	→				
GBS-008 (感染症)	→				
GBS-009 (免疫疾患)	→				
GBS-010 (がん)	→				

バイオ新薬事業	基礎研究	開発研究	臨床第1相	臨床第2相	臨床第3相	申請・審査承認・上市
GND-001 (免疫疾患、がん)	→					
GND-002 (がん)	→					
GND-003 (がん)	→					
GND-004 (がん)	→					
GND-005 (免疫疾患)	→					
GND-006 (循環系疾患)	→					
GND-007 (免疫疾患)	→					

(3) 主な開発品の進捗状況

バイオ後続品事業

バイオ後続品事業におきましては、富士製薬工業㈱とG-CSF（GBS-001）の共同開発を進め、平成23年12月26日に、当該医薬品の販売を行う富士製薬工業㈱と持田製薬㈱により、国内での製造販売承認の申請が行われました。

バイオ新薬事業

バイオ新薬事業におきましては、科研製薬㈱にライセンスアウトした抗 9 インテグリン抗体（GND-001）は、同社の主導で研究開発が進められており、当社はその支援という形で継続的に関与しております。

さらに、自社で研究開発中の4つの抗体医薬品候補につきましては、GND-002、GND-003及びGND-004は抗がん剤として、GND-005は免疫疾患を対象として研究開発を進めており、昨年度に引き続き薬効試験を行っております。

糖成分を薬効とする抗血栓薬（GND-006）につきましては、ライセンスアウト先製薬企業の選定を行っております。

核酸医薬品候補（GND-007）につきましては、薬剤送達システムに関する新たな技術を有する提携先を選定中であります。

当第3四半期累計期間（自平成24年4月1日至平成24年12月31日）

当第3四半期累計期間における研究開発費の総額は192,841千円となりました。

なお、当第3四半期累計期間は、当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）と同様の内容の研究開発テーマに継続して取り組み、平成24年11月21日にはG-CSF（GBS-001）が製造販売承認を取得いたしました。

（注）用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、事業年度末日における資産及び負債、会計期間における収益及び費用について会計上の見積りを必要としております。この見積りに関しては、過去の実績及び適切な仮定に基づいて合理的に計算しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

(2) 財政状態に関する分析

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

流動資産

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末比18.0%増の504,916千円となりました。これは主に、現金及び預金が15,928千円減少したものの、売掛金が94,221千円増加したことによるものであります。なお、売掛金については、当社の取引件数が少なく、かつ、1件当たりの取引金額が大きいため、事業年度末直前の取引状況により、事業年度末における残高が大幅に増減する傾向にあります。

固定資産

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末比1.5%増の3,154千円となりました。なお、固定資産について、特筆すべき増減はありません。

流動負債

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末比43.9%増の160,594千円となりました。これは主に、買掛金が47,730千円増加したことによるものであります。なお、買掛金については、当社の取引件数が少なく、かつ、1件当たりの取引金額が大きいため、事業年度末直前の取引状況により、事業年度末における残高が大幅に増減する傾向にあります。

固定負債

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末比21.4%増の6,120千円となりました。これは、退職給付引当金の増加によるものであります。

純資産

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末比8.6%増の341,355千円となりました。これは、当期純損失を320,992千円計上したものの、第三者割当増資による資金調達に伴い、資本金及び資本準備金がそれぞれ173,970千円増加したことによるものであります。

当第3四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

流動資産

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末比68.6%増の851,473千円となりました。これは主に、売掛金が176,242千円減少したものの、現金及び預金が514,736千円増加したことによるものであります。現金及び預金の増加については、東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資等による資金調達が主な要因であります。なお、売掛金については、当社の取引件数が少なく、かつ、1件当たりの取引金額が大きいため、四半期会計期間末直前の取引状況により、四半期会計期間末における残高が大幅に増減する傾向にあります。

固定資産

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末比7.5%増の3,391千円となりました。なお、固定資産について、特筆すべき増減はありません。

流動負債

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末比83.0%減の27,357千円となりました。これは主に、買掛金が89,097千円、流動負債のその他に含まれる未払金が42,163千円減少したことによるものであります。なお、買掛金については、当社の取引件数が少なく、かつ、1件当たりの取引金額が大きいため、四半期会計期間末直前の取引状況により、四半期会計期間末における残高が大幅に増減する傾向にあります。

固定負債

当第3四半期会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末比34.2%増の8,212千円となりました。これは、退職給付引当金の増加によるものであります。

純資産

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末比140.0%増の819,293千円となりました。これは、四半期純損失を302,242千円計上したものの、東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資等による資金調達により、資本金及び資本準備金がそれぞれ390,090千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績に関する分析

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当事業年度における売上高は207,124千円（前年同期比89.5%増）、営業損失は316,354千円（前年同期は273,177千円の営業損失）、経常損失は317,602千円（前年同期は274,877千円の経常損失）、当期純損失は320,992千円（前年同期は277,646千円の当期純損失）となりました。

営業損益については、バイオ後続品関連の売上増加により増収となったものの、販売費及び一般管理費が大幅に増加したことから、減益となりました。販売費及び一般管理費の増加については、人件費及び研究開発費の増加が主な要因であります。

営業外損益については、第三者割当増資に伴う株式交付費の発生を除いて、特筆すべき事項はありません。

特別損益については、該当事項はありません。

当第3四半期累計期間（自平成24年4月1日至平成24年12月31日）

当第3四半期累計期間における売上高は40,901千円、営業損失は285,046千円、経常損失は299,699千円、四半期純損失は302,242千円となりました。

営業損益については、バイオ後続品事業において、主にG-CSF関連の売上加え、役務収益が計上されております。また、販売費及び一般管理費については、G-CSFの承認に伴う東亜製薬(株)へのマイルストーン契約金の支払いにより研究開発費が増加いたしました。

営業外損益については、株式公開費用及び公募増資等に伴う株式交付費の発生を除いて、特筆すべき事項はありません。

特別損益については、該当事項はありません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、研究開発におけるリスクを低減させるため、研究開発過程の全てを自社で行うことはせず、社外との業務提携によって推進することを基本方針としております。このため、業務提携先の方針の変化などによって、研究開発の進捗が遅れるなど、外部要因によって当社の収益が大きく影響を受ける可能性があります。

また、当社は積極的にパイプラインの拡充を図っていく方針ですが、新規の開発品に着手することにより、研究開発費が大幅に増加する可能性があります。

(5) キャッシュ・フローの状況に関する分析

キャッシュ・フローの状況に関する分析につきましては、「第2事業の状況 1業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

(6) 資本の財源及び資金の流動性に関する分析

当社が業を営む医薬品業界の特質として、研究開発投資がリターンを生み出すまでの期間が長く、これに伴うリスクも高いと考えられております。このため、安定的な収益基盤を確立するまでの間は、間接金融による資金調達は難しく、直接金融による資金調達が基本になると考えております。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社は、当面の間は、新薬と比較して明らかに研究開発リスクの小さいバイオ後続品に経営資源を集中する方針であります。また、研究開発の早期の段階で業務提携を行い、開発業務と費用を分担することで、研究開発費とリスクの低減を図ってまいります。現在、G-CSFに続く開発品の拡充に向け、業務提携候補先との交渉を進めております。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

医薬品開発におけるリスクを分散させるためには、複数の開発品を保有し、パイプラインの充実を図ることが最重要課題であると考えておりますが、そのためには研究開発資金が必要となります。特に、バイオ後続品については、既存バイオ医薬品の特許期間の満了時期から逆算して研究開発を開始する必要があるため、機を逸することのない意思決定と経営資源の投入を行う必要があります。また、バイオ新薬については、優れた有効性や差別化を訴求できるように限られた経営資源でデータを得て、あらゆる手段を講じて、ライセンスアウト先との交渉の機会を作ることに注力いたします。そこで、安定的な収益基盤を確立するまでの間は、開発品の優先順位を勘案の上、財務会計面及び管理会計面からも検討を加え、意思決定を行っていきたいと考えております。

(注) 用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度において設備投資は行っておりません。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当第3四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

当第3四半期累計期間における設備投資の総額は221千円であり、その内容は、研究所における備品の取得であります。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数(人)
		建物	工具、器具及び 備品	合計	
本社 (札幌市中央区)	事務所	0	151	151	4 (-)
研究所 (札幌市北区)	研究開発設備	-	377	377	2 (-)
東京事務所 (東京都中央区)	事務所	-	-	-	2 (-)
大阪事務所 (大阪市北区)	事務所	-	-	-	- (-)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 研究所は、北海道大学遺伝子病制御研究所内に設置しております。

6. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数(人)	床面積(m ²)	年間賃借料(千円)
本社 (札幌市中央区)	事務所	4 (-)	93.86	3,087
東京事務所 (東京都中央区)	事務所	2 (-)	46.19	2,849
大阪事務所 (大阪市北区)	事務所	- (-)	6.00	1,432

3【設備の新設、除却等の計画】(平成25年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,081,100	東京証券取引所 （マザーズ）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,081,100	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年11月15日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年1月31日）
新株予約権の数（個）	900（注）1	900（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）3	900（注）2	90,000（注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）4	100,000	1,000（注）7
新株予約権の行使期間	平成20年11月16日から 平成28年11月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 1,000 資本組入額 500（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,200個であり、平成18年11月15日開催の取締役会決議において900個を付与しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

3．当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使等に関連して、以下の条件が定められております。

(1) 当社は、次の事由が生じたときは、新株予約権を取締役会決議により無償で取得することができる。ただし、上記に関わらず、当該新株予約権は、当社が消滅会社となる吸収合併、若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割、若しくは新設分割、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転において、当社新株予約権者に、当該新株予約権に代わる新株予約権を交付することが定められなかった場合は、会社法に定める新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日正午において行使できなくなる。

当社が消滅会社となる吸収合併、若しくは新設合併に関する契約書、当社が分割会社となる吸収分割に関する契約書、若しくは新設分割に関する計画書、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転に関する計画書が株主総会で承認されたとき

新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失したとき

イ 当社の取締役又は監査役

ロ 当社の使用人

ハ 顧問、アドバイザー、コンサルタント、その他当社と継続的な契約関係

新株予約権者に下記に該当する事由が発生したとき

イ 禁錮以上の刑に処せられた場合

ロ 当社の事前の承認を得ず、当社と競合する業務に関わった場合

ハ 法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合

ニ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受けた、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

ホ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出した若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

ヘ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立があった場合

ト 解散の決議が行われた場合

チ 新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

7. 平成24年7月6日開催の取締役会決議により、平成24年8月8日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が、それぞれ調整されております。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年3月31日 (注)1	134	4,414	10,050	110,050	10,050	13,316
平成20年6月10日 (注)2	3,201	7,615	240,075	350,125	240,075	253,391
平成22年7月6日 (注)3	3,386	11,001	253,950	604,075	253,950	507,341
平成23年9月30日 (注)4	1,933	12,934	173,970	778,045	173,970	681,311
平成24年5月11日 (注)5	300	13,234	27,000	805,045	27,000	708,311
平成24年6月27日 (注)6	477	13,711	42,930	847,975	42,930	751,241
平成24年8月8日 (注)7	1,357,389	1,371,100	-	847,975	-	751,241
平成24年11月29日 (注)8	580,000	1,951,100	320,160	1,168,135	320,160	1,071,401
平成25年1月4日 (注)9	130,000	2,081,100	71,760	1,239,895	71,760	1,143,161

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：三生5号投資事業有限責任組合

2. 有償第三者割当

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：NIFSMBC-V2006神戸バイオ・メディカル4号投資事業有限責任組合他 計13名

3. 有償第三者割当

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：大阪バイオファンド投資事業有限責任組合、北海道しんきん地域活性投資事業有限責任組合他
計16名

4. 有償第三者割当

発行価格 180,000円

資本組入額 90,000円

割当先：清藤勉他 計4名

5. 有償第三者割当

発行価格 180,000円

資本組入額 90,000円

割当先：富士製薬工業(株)

6. 有償第三者割当

発行価格 180,000円

資本組入額 90,000円

割当先：みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合
ネオステラ1号投資事業有限責任組合

7. 株式分割(1:100)によるものであります。

8. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格	1,200円
引受価額	1,104円
資本組入額	552円
払込金総額	640,320千円

9. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格	1,104円
資本組入額	552円
割当先：野村證券株	

(5)【所有者別状況】

平成24年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	1	6	-	-	51	58	-
所有株式数（単元）	-	-	100	1,519	-	-	12,092	13,711	-
所有株式数の割合（％）	-	-	0.73	11.08	-	-	88.19	100.00	-

（注） 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

(6)【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合	札幌市北区北7条西2-20	88,300	6.44
NIFSMBC-V2006神戸バイオ・メディカル4号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋茅場町1-13-12	84,900	6.19
札幌元気テクノロジー投資事業有限責任組合	札幌市北区北7条西2-20	83,300	6.08
日興地域密着型産学官連携投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-2-1 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社社内	79,000	5.76
清藤 勉	群馬県高崎市	77,700	5.67
ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町2-4-8 ニッセイ永田町ビル	67,500	4.92
大阪バイオファンド投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂7-1-16	66,600	4.86
北海道しんきん地域活性投資事業有限責任組合	札幌市北区北7条西2-20	66,600	4.86
ネオステラ1号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋1-17-10	60,000	4.38
NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-9-1	56,700	4.14
計	-	730,600	53.29

（注） 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,371,100	13,711	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,371,100	-	-
総株主の議決権	-	13,711	-

(注) 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当社の株式は振替株式でありますので、直近の総株主通知の基準とする日現在で記載しております。

(8)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成18年11月15日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、当社取締役、当社使用人及び社外協力者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年11月15日開催の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年11月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、当面は早期の黒字化を目指し、内部留保による財務体質の強化及び研究開発活動への再投資を優先する方針であります。一方で、株主への利益還元についても重要な経営課題として捉え、財政状態及び経営成績を勘案しつつ配当の実施を検討してまいります。

当社は、会社法第454条第5項に基づき、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。

当社は現在、バイオ後続品事業、バイオ新薬事業ともに研究開発の過程にあり、これまで配当を実施しておらず、当事業年度の剰余金の配当については無配としております。

（注）用語解説については、「第1企業の概況 3事業の内容」の末尾に記載しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年8月	9月	10月	11月	12月	平成25年1月
最高（円）	-	-	-	1,670	2,198	3,370
最低（円）	-	-	-	1,401	1,212	1,550

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、平成24年11月30日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	河南 雅成	昭和35年3月1日生	昭和58年4月 三谷産業株式会社入社 平成12年2月 相模化成工業株式会社出向 常務取締役就任 平成14年1月 三谷産業株式会社ケミカル 事業部ファインケミカル営 業部長 平成14年9月 株式会社免疫生物研究所入 社 経営管理室長 平成15年6月 同社取締役経営管理室長就 任 平成16年5月 同社取締役就任 平成16年5月 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注)2	5,000
取締役	管理部長	上野 昌邦	昭和28年12月5日生	昭和51年4月 フランスベット販売株式会 社入社 昭和54年4月 株式会社クワザワ入社 昭和58年8月 株式会社産報通信社入社 昭和61年11月 兜大友建設株式会社入社 平成6年6月 同社取締役理財部長就任 平成9年12月 株式会社エムジー・コーポ レーション入社 平成12年9月 株式会社一高たかはし入社 平成15年9月 同社監査役就任 平成16年9月 ウェルネット株式会社監査 役就任 平成18年6月 株式会社いちたかサンテッ ク取締役業務部長就任 平成22年2月 当社入社 管理部長 平成22年6月 当社取締役管理部長就任 (現任)	(注)2	400
取締役	事業開発部長	蒲池 信一	昭和24年1月3日生	昭和52年4月 中外製薬株式会社入社 昭和63年3月 株式会社バイオセンサー研 究所出向 平成6年10月 中外製薬株式会社技術本部 試験研究センター長 平成11年6月 株式会社バイオセンサー研 究所取締役副所長就任 平成16年10月 コンサルティング業開業 平成19年5月 当社入社 営業開発部長 平成20年4月 株式会社BCGジャパン取締役 就任 平成22年10月 当社事業開発部長 平成22年10月 当社取締役事業開発部長就 任(現任)	(注)2	600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	経営企画室長	三ツ木 勝俊	昭和50年4月2日生	平成12年10月 監査法人太田昭和センチュリー入所 平成17年1月 株式会社免疫生物研究所入社 平成18年6月 同社取締役財務経理部長就任 平成19年9月 株式会社ほんやら堂入社 執行役員管理部長 平成19年12月 同社取締役管理部長就任 平成20年4月 株式会社ティー・エム・ワイ入社 管理部長 平成20年6月 同社取締役管理部長就任 平成22年4月 同社取締役管理本部長兼経営企画室長就任 平成22年6月 当社監査役就任 平成22年7月 株式会社ティー・エム・ワイ常務取締役就任 平成22年10月 当社取締役就任 平成23年10月 株式会社ティー・エム・ワイ取締役就任 平成23年10月 当社取締役経営企画室長就任(現任)	(注)2	300
常勤監査役	-	長谷川 嘉一	昭和22年10月11日生	昭和45年4月 エーザイ株式会社入社 平成7年4月 同社基礎研究本部遺伝子グループ長 平成8年4月 同社基礎研究本部スクリーニンググループ長 平成14年4月 同社創薬技術研究所スクリーニングプラットフォーム長 平成22年4月 当社入社 平成22年6月 当社監査役就任(現任)	(注)3	-
監査役	-	庄司 正史	昭和37年5月21日生	昭和61年4月 株式会社北陸銀行入社 平成8年12月 公認会計士篠本道男事務所入所 平成12年6月 監査法人トーマツ入所 平成15年7月 公認会計士庄司正史事務所所長(現任) 平成18年5月 当社監査役就任(現任)	(注)3	5,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	森 正人	昭和40年3月20日生	昭和62年10月 サンワ・等松青木監査法人 入所 平成7年7月 シティバンク、エヌ・エイ入 社 平成13年3月 ぶらっとホーム株式会社入 社 経営企画部長 平成13年6月 同社取締役CFO兼管理本部長 就任 平成16年3月 日本テレコム株式会社入社 経理部長 平成17年7月 株式会社新生銀行入社 財務 経理部部長 平成18年8月 森会計事務所所長(現任) 平成18年12月 株式会社ほんやら堂監査役 就任 平成19年6月 株式会社ティー・エム・ワ イ監査役就任(現任) 平成22年10月 当社監査役就任(現任)	(注)3	200
計						11,900

(注) 1. 監査役庄司正史及び森正人は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 平成24年8月8日開催の臨時株主総会終結の時から、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 平成24年8月8日開催の臨時株主総会終結の時から、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

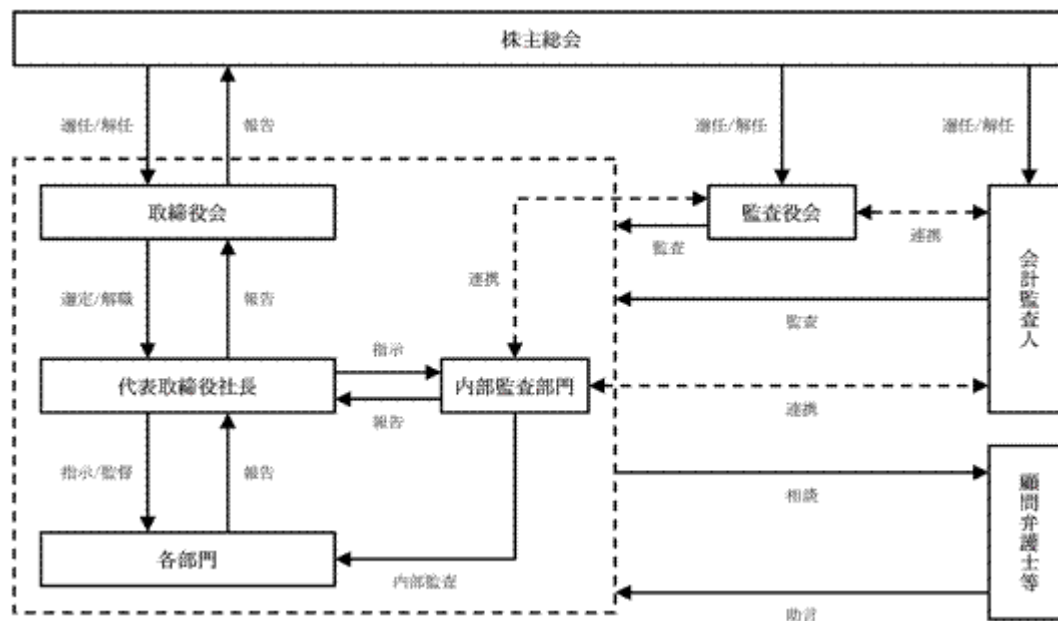
当社は、株主、取引先、共同研究開発先、従業員等の全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値を向上させ、社会貢献を果たしていくために、コーポレート・ガバナンスの充実が最重要課題であると認識しております。

当社は、今後も経営効率の向上とコンプライアンスの徹底を図り、より豊かな医療環境及び社会環境の実現に貢献すべく、企業活動を推進してまいります。

会社の機関の内容

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人設置会社であります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりであります。



イ 取締役会について

当社の取締役会は、取締役4名で構成されております。

当社の取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、業務執行に関わる重要な意思決定や業務の進捗報告を行うとともに、取締役間の相互牽制により業務執行の監督を行っております。

ロ 監査役会について

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。

当社の監査役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査計画の策定や監査実施状況の確認を行うなど、監査役相互の情報共有を図っております。

ハ 内部監査について

当社の内部監査は、代表取締役社長直属の経営企画室を主管部門とし、取締役経営企画室長1名及び担当者1名の体制にて、各部門に対して実施しております。なお、経営企画室に対する内部監査については、取締役管理部長が実施しております。

ニ 会計監査人について

当社は、会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任しております。

内部統制システムの整備の状況

イ 業務の適正を確保するために必要な体制の整備について

当社は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を制定し、役職員の責任と権限を明確にしているほか、会社法第362条第5項に定める取締役会決議を行い、業務の適正を確保するために必要な体制を整備しております。

ロ 金融商品取引法による内部統制報告制度への対応について

当社は、経営企画室を主管部門として、金融商品取引法第24条の4の4第1項に定める内部統制報告書を作成するための体制を整備しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理規程に基づき、リスクの分析や対応策の検討等を行っているほか、緊急時対策実施要領を定めてリスクが顕在化した場合の非常事態にも備えております。

また、当社は弁護士事務所及び国際特許事務所とそれぞれ顧問契約を締結しており、海外を含む取引先との契約あるいは知的所有権の取扱い等慎重な判断を要する事項については、必要に応じて適切な助言を受けられる体制としております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部監査規程に基づき、代表取締役社長に承認された年度監査計画に沿って、内部監査部門による関係書類の閲覧や関係者へのヒアリング等の手続を通じて実施しており、監査の都度、内部監査部門は代表取締役社長に対して内部監査報告書を提出しております。なお、内部監査報告書において要改善事項が指摘された場合、代表取締役社長は被監査部門の責任者に対して改善指示を出し、当該責任者は速やかに改善策を立案して改善計画書を代表取締役社長に提出しております。また、内部監査部門は一定期間経過後に、その改善状況を確認するためのフォローアップ監査を実施しております。

当社の監査役につきましては、上場会社の創業研究部門での経験が長く、当社の属する業界に関して相当程度の知見を有する者を常勤監査役として選任しているほか、社外監査役である非常勤監査役2名は、いずれも公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役は、年度監査計画に基づき、取締役会その他重要会議への出席、代表取締役社長との定期的面談、重要書類の閲覧、関係者へのヒアリング等による監査活動を分担して実施し、その結果を監査役会において適時に報告しております。また、三様監査を有効かつ効率的に進めるため、監査役は内部監査に同行して適時に意見交換するとともに、監査法人による四半期決算レビュー及び期末監査時には、監査法人を含めた3者間での意見交換を行っております。

会計監査の状況

当社は、会計監査人に選任された有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会社法並びに金融商品取引法に基づく会計監査を受けておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別の利害関係はありません。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数並びに監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

イ 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員	都甲 孝一	有限責任 あずさ監査法人
業務執行社員	秋田 英明	

（注）継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

ロ 監査業務に係る補助者

公認会計士5名 その他2名

社外役員の状況

当社の社外役員は、社外監査役2名であります。

当社が社外役員に期待する機能及び役割につきましては、財務、会計、法務、コンプライアンス等の専門的知見を積極的に取り入れるとともに、取締役の業務執行に対する客観的かつ中立的な経営監視体制を確保することであり、当該目的にかなう専門的知識と経験を有することを社外役員の選任基準としております。

社外監査役庄司正史及び社外監査役森正人は、いずれも公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に精通していることから、当社の財務状況等に関して経営陣から独立した中立的な立場での助言を期待しております。なお、社外監査役庄司正史は、当社株式を5,400株保有しておりますが、当社との間にその他の利害関係はありません。また、社外監査役森正人は、当社株式を200株保有しておりますが、当社との間にその他の利害関係はありません。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と取締役による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

役員報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	22,000	22,000	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	3,600	3,600	-	-	-	1
社外役員	3,600	3,600	-	-	-	2

ロ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

上記のほか、使用人兼務取締役3名に対して使用人分給与を21,010千円支給しております。

ニ 役員報酬額の決定に関する方針

取締役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第9回定時株主総会において年額100,000千円以内(ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。)と決議され、当該限度内で経済情勢、会社の業績、個人の評価等を総合的に勘案のうえ、取締役会の決議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第9回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議され、当該限度内で監査役会の協議により決定しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役については、6名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,500	1,000	8,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場を目的とした体制整備等に係る助言業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、監査公認会計士等から提示される監査計画において予定されている監査体制や監査日程等を総合的に勘案して、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、財務諸表等規則附則第3項に基づき、当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表を作成するために適用すべき財務諸表等規則等に基づいて作成しております。

また、前事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）及び当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表については、財務諸表等規則附則第4項に基づき、比較情報を含めないで作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）及び当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、前事業年度及び当事業年度の監査報告書については、平成24年10月25日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

なお、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期レビュー報告書については、平成25年2月13日提出の四半期報告書に添付されたものによっております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計専門書の購読等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	301,462	285,534
売掛金	112,575	206,797
前渡金	5,563	4,704
前払費用	803	799
未収消費税等	7,032	6,708
その他	540	372
流動資産合計	427,978	504,916
固定資産		
有形固定資産		
建物	460	460
減価償却累計額	460	460
建物（純額）	0	0
工具、器具及び備品	6,287	6,287
減価償却累計額	5,611	5,758
工具、器具及び備品（純額）	676	528
有形固定資産合計	676	528
無形固定資産		
商標権	-	361
電話加入権	104	-
無形固定資産合計	104	361
投資その他の資産		
長期前払費用	138	19
差入保証金	2,188	2,244
投資その他の資産合計	2,327	2,264
固定資産合計	3,107	3,154
資産合計	431,086	508,070
負債の部		
流動負債		
買掛金	46,200	93,930
未払金	53,423	53,152
未払費用	2,438	2,914
未払法人税等	4,428	5,245
前受金	4,200	4,462
預り金	948	889
流動負債合計	111,638	160,594
固定負債		
退職給付引当金	5,040	6,120
固定負債合計	5,040	6,120
負債合計	116,678	166,714

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	604,075	778,045
資本剰余金		
資本準備金	507,341	681,311
資本剰余金合計	507,341	681,311
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	797,008	1,118,000
利益剰余金合計	797,008	1,118,000
株主資本合計	314,408	341,355
純資産合計	314,408	341,355
負債純資産合計	431,086	508,070

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成24年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	800,270
売掛金	30,555
仕掛品	8,502
その他	12,145
流動資産合計	851,473
固定資産	
有形固定資産	646
無形固定資産	332
投資その他の資産	2,412
固定資産合計	3,391
資産合計	854,864
負債の部	
流動負債	
買掛金	4,832
未払法人税等	4,033
その他	18,492
流動負債合計	27,357
固定負債	
退職給付引当金	8,212
固定負債合計	8,212
負債合計	35,570
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,168,135
資本剰余金	1,071,401
利益剰余金	1,420,242
株主資本合計	819,293
純資産合計	819,293
負債純資産合計	854,864

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高		
製品売上高	107,215	190,339
役務収益	2,065	16,785
売上高合計	109,280	207,124
売上原価		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	-	-
当期製品製造原価	86,344	91,129
合計	86,344	91,129
製品期末たな卸高	-	-
製品売上原価	86,344	91,129
役務原価	60	30
売上原価合計	86,404	91,159
売上総利益	22,875	115,964
販売費及び一般管理費		
役員報酬	27,120	29,200
給料及び手当	32,351	49,891
支払報酬	43,972	37,238
減価償却費	426	284
研究開発費	149,917	264,667
その他	42,265	51,037
販売費及び一般管理費合計	296,052	432,319
営業損失()	273,177	316,354
営業外収益		
受取利息	122	71
雑収入	42	78
営業外収益合計	165	150
営業外費用		
株式交付費	1,820	1,267
為替差損	45	25
雑損失	-	104
営業外費用合計	1,865	1,397
経常損失()	274,877	317,602
税引前当期純損失()	274,877	317,602
法人税、住民税及び事業税	2,769	3,390
法人税等合計	2,769	3,390
当期純損失()	277,646	320,992

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	2	6,786	7.9	10,788	11.8
労務費		-	-	1,098	1.2
経費		79,558	92.1	79,243	87.0
当期総製造費用		86,344	100.0	91,129	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		-	
合計		86,344		91,129	
期末仕掛品たな卸高		-		-	
当期製品製造原価		86,344		91,129	

(脚注)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 原価計算の方法 原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。	1. 原価計算の方法 同左
2. 主な内訳は、次のとおりであります。 外注加工費 79,558千円	2. 主な内訳は、次のとおりであります。 外注加工費 79,243千円

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	40,901
売上原価	380
売上総利益	40,520
販売費及び一般管理費	
研究開発費	192,841
その他	132,726
販売費及び一般管理費合計	325,567
営業損失()	285,046
営業外収益	
受取利息	31
講演料収入	140
受取返戻金	150
為替差益	11
雑収入	52
営業外収益合計	386
営業外費用	
株式交付費	5,570
株式公開費用	9,469
営業外費用合計	15,039
経常損失()	299,699
税引前四半期純損失()	299,699
法人税、住民税及び事業税	2,542
法人税等合計	2,542
四半期純損失()	302,242

【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	350,125	604,075
当期変動額		
新株の発行	253,950	173,970
当期変動額合計	253,950	173,970
当期末残高	604,075	778,045
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	253,391	507,341
当期変動額		
新株の発行	253,950	173,970
当期変動額合計	253,950	173,970
当期末残高	507,341	681,311
資本剰余金合計		
当期首残高	253,391	507,341
当期変動額		
新株の発行	253,950	173,970
当期変動額合計	253,950	173,970
当期末残高	507,341	681,311
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	519,361	797,008
当期変動額		
当期純損失（ ）	277,646	320,992
当期変動額合計	277,646	320,992
当期末残高	797,008	1,118,000
利益剰余金合計		
当期首残高	519,361	797,008
当期変動額		
当期純損失（ ）	277,646	320,992
当期変動額合計	277,646	320,992
当期末残高	797,008	1,118,000
株主資本合計		
当期首残高	84,155	314,408
当期変動額		
新株の発行	507,900	347,940
当期純損失（ ）	277,646	320,992
当期変動額合計	230,253	26,947
当期末残高	314,408	341,355

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
純資産合計		
当期首残高	84,155	314,408
当期変動額		
新株の発行	507,900	347,940
当期純損失()	277,646	320,992
当期変動額合計	230,253	26,947
当期末残高	314,408	341,355

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	274,877	317,602
減価償却費	426	284
退職給付引当金の増減額(は減少)	466	1,080
受取利息及び受取配当金	122	71
株式交付費	1,820	1,267
売上債権の増減額(は増加)	17,978	94,221
前渡金の増減額(は増加)	5,563	859
未収消費税等の増減額(は増加)	3,858	323
仕入債務の増減額(は減少)	12,476	47,730
未払金の増減額(は減少)	42,629	270
その他	5,216	1,150
小計	264,317	359,470
利息及び配当金の受取額	122	71
法人税等の支払額	583	2,766
営業活動によるキャッシュ・フロー	264,778	362,164
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	-	380
出資金の回収による収入	10	-
差入保証金の差入による支出	194	55
長期前払費用の取得による支出	237	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	421	435
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	506,079	346,672
財務活動によるキャッシュ・フロー	506,079	346,672
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	240,879	15,928
現金及び現金同等物の期首残高	60,582	301,462
現金及び現金同等物の期末残高	301,462	285,534

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年 工具、器具及び備品 4～15年 (2)	(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 工具、器具及び備品 4～15年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）定額法を採用しております。
2. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。	株式交付費 同左
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。	
4. 引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務に基づき計上しております。	退職給付引当金 同左
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。</p> <p>なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。</p>	

【追加情報】

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準第24号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準適用指針第24号)を適用しております。</p>

【注記事項】

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）

（損益計算書関係）

前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費は149,917千円であり ます。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありま せん。	研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費は264,667千円であり ます。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありま せん。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株 式数（株）	当事業年度増加株 式数（株）	当事業年度減少株 式数（株）	当事業年度末株式 数（株）
発行済株式				
普通株式	7,615	3,386	-	11,001
合計	7,615	3,386	-	11,001
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）普通株式の発行済株式の増加は、第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,001	1,933	-	12,934
合計	11,001	1,933	-	12,934
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式の増加は、第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年3月31日)
現金及び預金勘定 301,462千円	現金及び預金勘定 285,534千円
現金及び現金同等物 301,462千円	現金及び現金同等物 285,534千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして必要な資金を、主に第三者割当増資により調達しております。また、一時的な余資は、短期的な預金等に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程に従って主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち99.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	301,462	301,462	-
(2) 売掛金	112,575	112,575	-
(3) 未収消費税等	7,032	7,032	-
資産計	421,070	421,070	-
(1) 買掛金	46,200	46,200	-
(2) 未払金	53,423	53,423	-
(3) 未払法人税等	4,428	4,428	-
負債計	104,051	104,051	-

(注) 1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	301,462
売掛金	112,575
未収消費税等	7,032
合計	421,070

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして必要な資金を、主に第三者割当増資により調達しております。また、一時的な余資は、短期的な預金等に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程に従って主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち94.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	285,534	285,534	-
(2) 売掛金	206,797	206,797	-
(3) 未収消費税等	6,708	6,708	-
資産計	499,040	499,040	-
(1) 買掛金	93,930	93,930	-
(2) 未払金	53,152	53,152	-
(3) 未払法人税等	5,245	5,245	-
負債計	152,327	152,327	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	285,534
売掛金	206,797
未収消費税等	6,708
合計	499,040

（有価証券関係）

前事業年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">5,040千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">5,040千円</td> </tr> </table> <p>（注）当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">466千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">466千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	5,040千円	退職給付引当金	5,040千円	勤務費用	466千円	退職給付費用	466千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">6,120千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">6,120千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">1,080千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,080千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	6,120千円	退職給付引当金	6,120千円	勤務費用	1,080千円	退職給付費用	1,080千円
退職給付債務	5,040千円																
退職給付引当金	5,040千円																
勤務費用	466千円																
退職給付費用	466千円																
退職給付債務	6,120千円																
退職給付引当金	6,120千円																
勤務費用	1,080千円																
退職給付費用	1,080千円																

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

平成18年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名
ストック・オプション数（注）	普通株式 900株
付与日	平成18年11月15日
権利確定条件	付与日（平成18年11月15日）以降、権利確定日（平成20年11月15日）まで継続して勤務等していること。
対象勤務期間	平成18年11月15日から 平成20年11月15日まで
権利行使期間	平成20年11月16日から 平成28年11月15日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成23年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成18年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前事業年度末	900
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	900

単価情報

	平成18年ストック・オプション
権利行使価格(円)	100,000
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成18年11月15日に付与されたストック・オプションについては、未公開企業であるため、本源的価値により算定を行っております。

株式の価値算定に使用した評価技法 DCF法

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 900株
付与日	平成18年11月15日
権利確定条件	付与日(平成18年11月15日)以降、権利確定日(平成20年11月15日)まで継続して勤務等していること。
対象勤務期間	平成18年11月15日から 平成20年11月15日まで
権利行使期間	平成20年11月16日から 平成28年11月15日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成24年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成18年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前事業年度末	900
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	900

単価情報

	平成18年ストック・オプション
権利行使価格(円)	100,000
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成18年11月15日に付与されたストック・オプションについては、未公開企業であるため、本源的価値により算定を行っております。

株式の価値算定に使用した評価技法 DCF法

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
退職給付引当金 2,036	退職給付引当金 2,160
研究開発費 24,172	研究開発費 27,298
前受金 1,616	前受金 1,059
繰越欠損金 369,671	繰越欠損金 414,423
その他 815	その他 783
繰延税金資産小計 398,311	繰延税金資産小計 445,724
評価性引当額 398,311	評価性引当額 445,724
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。	同左
3.	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.7%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.3%となります。
	この税率変更により、繰延税金資産及び繰延税金負債に与える影響はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
富士製薬工業(株)	106,300	医薬品開発事業

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
長瀬産業(株)	185,949	医薬品開発事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 昭和63年5月26日（企業会計審議会第一部会）最終改正平成21年3月27日 企業会計基準第17号）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成20年3月21日 企業会計基準適用指針第20号）を適用しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	285.80円
1株当たり当期純損失金額	274.61円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当社は、平成24年7月6日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(会計方針の変更)

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成23年4月1日に開始する事業年度(以下、「翌事業年度」という。)における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。翌事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成22年6月30日企業会計基準第2号)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成22年6月30日公表分企業会計基準適用指針第4号)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会平成22年6月30日実務対応報告第9号)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度についても当該会計基準等を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 28,579.95円

1株当たり当期純損失金額 27,461.43円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
当期純損失(千円)	277,646
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	277,646
期中平均株式数(株)	1,011,044
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数900個)。詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	263.92円
1株当たり当期純損失金額	268.10円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当社は、平成24年7月6日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成24年8月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(会計方針の変更)

当事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成22年6月30日企業会計基準第2号)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成22年6月30日公表分企業会計基準適用指針第4号)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会平成22年6月30日実務対応報告第9号)を適用しております。

この適用により、当事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 28,579.95円

1株当たり当期純損失金額 27,461.43円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当期純損失(千円)	320,992
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	320,992
期中平均株式数(株)	1,197,278
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数900個)。詳細は「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）																								
	<p>（第三者割当による新株式の発行）</p> <p>1．平成24年4月25日開催の取締役会決議に基づき、平成24年5月11日付で第三者割当による新株式の発行を以下のとおり行っております。</p> <table border="1" data-bbox="783 353 1399 528"> <tr> <td>発行株式数</td> <td>普通株式 300株</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>1株につき180,000円</td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td>54,000,000円</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>1株につき90,000円</td> </tr> <tr> <td>資本組入額の総額</td> <td>27,000,000円</td> </tr> <tr> <td>資金の用途</td> <td>研究開発資金及び運転資金</td> </tr> </table> <p>2．平成24年6月13日開催の取締役会決議に基づき、平成24年6月27日付で第三者割当による新株式の発行を以下のとおり行っております。</p> <table border="1" data-bbox="783 633 1399 808"> <tr> <td>発行株式数</td> <td>普通株式 477株</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>1株につき180,000円</td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td>85,860,000円</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>1株につき90,000円</td> </tr> <tr> <td>資本組入額の総額</td> <td>42,930,000円</td> </tr> <tr> <td>資金の用途</td> <td>研究開発資金及び運転資金</td> </tr> </table> <p>（株式分割及び単元株制度の採用）</p> <p>平成24年7月6日開催の取締役会決議に基づき、株式分割及び単元株制度の採用を以下のとおり行っております。</p> <p>（1）株式分割及び単元株制度の採用の目的</p> <p>平成19年11月27日付で全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1株を100株に分割するとともに1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用するものであります。</p> <p>なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。</p> <p>（2）株式分割の概要</p> <p>平成24年8月7日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。</p> <p>（3）単元株制度の採用</p> <p>1単元の株式数を100株としております。</p> <p>（4）株式分割及び単元株制度の採用の時期</p> <p>平成24年8月8日に効力が発生しております。</p> <p>なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。</p>	発行株式数	普通株式 300株	発行価額	1株につき180,000円	発行価額の総額	54,000,000円	資本組入額	1株につき90,000円	資本組入額の総額	27,000,000円	資金の用途	研究開発資金及び運転資金	発行株式数	普通株式 477株	発行価額	1株につき180,000円	発行価額の総額	85,860,000円	資本組入額	1株につき90,000円	資本組入額の総額	42,930,000円	資金の用途	研究開発資金及び運転資金
発行株式数	普通株式 300株																								
発行価額	1株につき180,000円																								
発行価額の総額	54,000,000円																								
資本組入額	1株につき90,000円																								
資本組入額の総額	27,000,000円																								
資金の用途	研究開発資金及び運転資金																								
発行株式数	普通株式 477株																								
発行価額	1株につき180,000円																								
発行価額の総額	85,860,000円																								
資本組入額	1株につき90,000円																								
資本組入額の総額	42,930,000円																								
資金の用途	研究開発資金及び運転資金																								

【会計方針の変更】

（減価償却方法の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づき減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当第3四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）
減価償却費	221千円

（株主資本等関係）

当第3四半期累計期間（自平成24年4月1日至平成24年12月31日）

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成24年5月11日付で富士製薬工業(株)から、平成24年6月27日付でみずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合及びネオステラ1号投資事業有限責任組合から第三者割当増資の払込みを受けました。また、東京証券取引所マザーズへの上場にあたり、公募による株式の発行を行い、平成24年11月29日付で払込みを受けました。この結果、当第3四半期累計期間において資本金が390,090千円、資本準備金が390,090千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が1,168,135千円、資本準備金が1,071,401千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自平成24年4月1日至平成24年12月31日）

当社は、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（ 1株当たり情報）

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	212.66円
（算定上の基礎）	
四半期純損失金額（千円）	302,242
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る四半期純損失金額 （千円）	302,242
普通株式の期中平均株式数（株）	1,421,246
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり四半期純利益金額の算定に含 めなかった潜在株式で、前事業年度末から 重要な変動があったものの概要	

- （注）1．潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。
- 2．平成24年8月8日付で株式分割を行いました。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

（重要な後発事象）

第三者割当による新株式の発行

平成24年10月25日及び平成24年11月12日開催の取締役会において、野村證券(株)が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議し、平成25年1月4日に払込みが完了しております。

この結果、資本金は1,239,895千円、発行済株式総数は2,081,100株となっております。

なお、その概要は以下のとおりであります。

(1) 発行株式の種類及び数	普通株式	130,000株
(2) 割当価格	1株につき	1,104円
(3) 割当価格の総額		143,520千円
(4) 増加する資本金及び 資本準備金に関する事項	増加する資本金 1株につき 増加する資本準備金 1株につき	552円 552円
(5) 資本組入額の総額		71,760千円
(6) 割当先及び割当株式数	野村證券(株)	130,000株
(7) 払込期日	平成25年1月4日	
(8) 資金の使途	バイオ後続品のパイプライン拡充のための研究開発資金	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	460	-	-	460	460	-	0
工具、器具及び備品	6,287	-	-	6,287	5,758	147	528
有形固定資産計	6,747	-	-	6,747	6,218	147	528
無形固定資産							
商標権	-	380	-	380	19	19	361
電話加入権	104	-	104	-	-	-	-
無形固定資産計	104	380	104	380	19	19	361
長期前払費用	474	-	237	237	217	118	19

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	39
預金	
普通預金	285,494
小計	285,494
合計	285,534

ロ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
長瀬産業(株)	195,247
テルモ(株)	11,550
合計	206,797

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 366
112,575	211,343	117,122	206,797	36.2	277

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

流動負債

イ 買掛金

相手先	金額(千円)
旭硝子(株)	93,930
合計	93,930

ロ 未払金

区分	金額(千円)
研究開発費	44,578
支払報酬	5,099
法定福利費	2,881
広告宣伝費	279
その他	314
合計	53,152

- (3)【その他】
該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 http://www.g-gts.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 四半期報告書及び確認書

（第13期第3四半期）（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）平成25年2月13日北海道財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成24年10月25日北海道財務局長に提出。

(3) 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年11月12日、平成24年11月20日及び平成24年11月21日北海道財務局長に提出。

平成24年10月25日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年10月18日

株式会社ジーンテクノサイエンス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 都甲 孝一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋田 英明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーンテクノサイエンスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年10月18日

株式会社ジーンテクノサイエンス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 都甲 孝一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋田 英明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーンテクノサイエンスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年4月25日開催の取締役会決議に基づき、平成24年5月11日付で第三者割当による新株式の発行を行っている。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年6月13日開催の取締役会決議に基づき、平成24年6月27日付で第三者割当による新株式の発行を行っている。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年7月6日開催の取締役会決議に基づき、平成24年8月8日付で株式分割を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月13日

株式会社ジーンテクノサイエンス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋田 英明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーンテクノサイエンスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年10月25日及び平成24年11月12日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月4日付でオーバーアロットメントによる株式の売出しに関連した第三者割当による新株式の発行を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。